

資料 1-1

削除: 2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

住民記録システム標準仕様書
機能要件
たたき台

令和 2 年 (2020 年) 1 月 16 日

削除: 元

削除: 2019

削除: 12

削除: 18

16 内容

17	共通機能	4	削除: 4
18	マスタ管理	25	削除: 25
19	検索・照会	37	削除: 37
20	他業務連携	49	削除: 49
21	抑止設定	57	削除: 57
22	本人通知制度	64	削除: 64
23	証明発行	68	削除: 68
24	異動共通	84	削除: 84
25	転入	99	削除: 99
26	転出	112	削除: 112
27	転居	126	削除: 126
28	世帯構成変更	132	削除: 132
29	申出による修正	145	削除: 145
30	職権記載	150	削除: 150
31	職権消除	158	削除: 158
32	職権修正	162	削除: 162
33	職権回復	168	削除: 168
34	住民票コード	172	削除: 172
35	出生・死亡・失踪	177	削除: 177
36	外国人・戸籍通知・特別永住者	184	削除: 184
37	バッチ	197	削除: 197
38	C S連携・番号連携	206	削除: 206
39	共通カスタマイズ要件書	218	削除: 218
40	個別カスタマイズ要件書	224	削除: 224
41	エラー・アラート項目	232	削除: 232
42	異動事由を含む履歴の記載方法	237	削除: 237
43			削除: 197
44			削除: 206
			削除: 218
			削除: 224
			削除: 232
			削除: 237

71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

凡例

101	
102	
103	
104	<u>住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）</u> …… 法
105	<u>住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第号）</u> …… 令
106	<u>住民基本台帳事務処理要領</u> …… 要領
107	<u>（昭和 42 年 10 月 4 日自治振第 150 号自治行政局長通知）</u>
108	<u>住民基本台帳ネットワークシステム</u> …… 住基ネット
109	<u>コミュニケーションサーバー</u> …… CS
110	<u>住民記録システム</u>
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	

124

125

126

127

128

129

130

131

132

共通機能

133 **№. 1 (共通/EUC機能他)**

134 ※EUCについては、分科会の議論を踏まえ、以下の方針で記載を見直す
135 こととします。構成員・準構成員におかれましては、以下の方針について、
136 意見（賛成の場合を含む。）を理由とともに備考欄にご記入ください。

137 ・EUCについては、簡単に職員がウィザード形式等のできるものから、言
138 語の知識が必要であり、ベンダに外注せざるを得ないものまで、幅広い。

139 ・カスタマイズ抑制の趣旨（自治体・ベンダを通じた人的・財政的負担の削
140 減、ベンダロックインの排除）からすると、ベンダに外注せざるを得ない
141 ものはカスタマイズと同様であり、できるだけ抑制する。

142 ・他方、特別の知識のない職員がその都度簡単に必要な帳票を作成できる程
143 度のEUCは、カスタマイズ抑制の有効な手法であり、積極的に認める。

144 ・その上で、統計・一覧表については、基本的には自治体ごとに異なる運用
145 （当該統計・一覧表の要否）を標準化する方針で臨み、通常、必要と認め
146 られるものについては、EUCでなく、住民記録システムの機能として出
147 力することとし、通常、必要と認められないものについては、（住民記録
148 システムの機能としても、EUCとしても）不要と判断する。

149 ・ただし、当該統計・一覧表の要否が自治体ごとに異なり得る合理的な事情
150 があるものについては、例外的に、「特別の知識のない職員がその都度簡
151 単に必要な帳票を作成できる程度のEUC」で対応させることとする。

152 ・本仕様書においては、「特別の知識のない職員がその都度簡単に必要な帳
153 票を作成できる程度のEUC」について、ある程度の定義をするとともに、
154 当該EUCから最低限、出力できなければならない統計・一覧表を示す。
155 当該統計・一覧表については、EUCにより出力する方法についてマニユ
156 アル等において示すことを求める。

削除:)

削除: ベンダ

削除: ベンダ

削除: ベンダ

削除: ベンダ

削除: 【標準仕様書案】 .

個別団体等における非定型的処理に対するニーズ（個別カスタマイズのニーズ）に応えるとともに、住民記録システム標準仕様書を実装したシステムの簡素化、開発及び保守容易性の確保、データの体系及び構造の見える化に資するEUC（エンドユーザーコンピューティング）機能を提供するとともに、利用できる文字情報要件に従うこと。 .

<参照元データの提供>（参照元データは、すべてのテーブルを対象とすること） .

「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」における「データ項目一覧表」、「コード構成表」、「コード一覧」に準ずる形式によって、参照元データをRDBMS（リレーショナルデータベース管理システム）によってcsv形式で抽出可能な提供すること。なお、あらかじめRDBMS製品名称、メーカー、バージョンなどを発注者に提示し了解を得ること。また、製品のバージョンアップやセキュリティ・パッチへの対応（方針、作業、影響分析、費用など）についても発注者に提示し了解を得ること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供すること。 .

RDBMSとはDBMSのうち、現在最も利用されているリレーショナル型データベース（テーブルという概念でデータの集合を格納し、各テーブルをリレーションによって関係づけたデータベース）を管理するソフトウェアである。表形式でデータを管理し、テーブル間にリレーションシップを結ぶことが可能である。

主なRDBMS製品については、以下に示す。 . [1]

240 **No. 2 (共通/アクセスログ管理)**

削除。

241 **【標準仕様書案】**

242 <ログの取得>

243 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者
244 に対して、以下のログを取得すること (IaaS 事業者がログについての責任を
245 負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、
246 IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供され
247 るようにすること)。

削除: ベンダ

248 ・ 操作ログ

249 操作者 ID、日時、ファイル名、オンラインの場合は対象となっ
250 たレコード・機能名・画面名・プログラム名、バッチについては処
251 理名・プログラム名、端末名、処理・交付場所等

削除。

252 ・ 認証ログ

253 ログイン及びログインのエラー回数等

削除。

254 ・ イベントログ

255 住民記録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イ
256 ベントやRDBMSへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

削除。

257 ・ 通信ログ

258 WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサ
259 ーバ等との通信エラー等

削除。

260 ・ 印刷ログ

261 印刷プリンタ、タイトル、枚数、対象ファイル等の情報

削除。

262 ・ 設定変更ログ

263 管理者による設定変更時の情報

削除。

264 ・ エラーログ

265 住民記録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による
266 設定変更時の情報

削除。

268 取得したログは、情報開示請求に対応する期間である最低5年間保管する
269 とともに、オンラインでの検索・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単
270 にできること。

271 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き
272 込み禁止等の改ざん防止措置がされること。

273

283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315

<ログの分析>

システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること)。

[分析例]

- ・深夜・休業日におけるアクセス一覧
- ・ログイン失敗一覧
- ・ID別ログイン数一覧
- ・大量検索実行一覧

【考え方・理由】

ログの保管期間は、各地方自治体の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。

保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい団体に対する追加課金等の理由も明確になる。

特に、特定個人情報に関わるログに関しては、内部監査及び外部監査（個人情報保護委員会による監査等を含む）にも対応できるよう、監査証跡としての役割も満たせることが必要である。(特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムはマイナンバー法違反となり、導入できない。)

削除: レポート

削除: ベンダ

削除: 団体

319 N o . 3 (共通 / 操作権限管理)

320 【標準仕様書案】

321 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理
322 者に対して、個人単位で I D 及びパスワード、二要素認証、利用者名称、所
323 属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期
324 間管理が管理できること。

325 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権
326 限レベルが設定できること。職員異動情報は職員認証システム等によりデー
327 タ連携できること。

328 ユーザ I D とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変
329 更、システム管理者による初期化ができること。

330 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。

331 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

332 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジュー
333 ラーに設定し、事前に準備ができること。

334 また、事務分掌による利用者毎の表示・閲覧項目及び実施処理の制御がで
335 けること。

336 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基
337 づく利用者別の各種制御ができること。

338 例：N o . 1 (共通 / E U C 機能)、N o . 2 (共通 / アクセスログ管理)

339 N o . 3 (共通 / 操作権限管理)、N o . 4 (共通 / 操作権限設定)

340 N o . 6 (共通 / 支援措置対象者照会)

341 N o . 7 (共通 / 支援措置対象者管理)

342 N o . 8 (共通 / バッチスケジュール管理)

343 N o . 1 3 1 (住民票コード / 住民票コード付番) の操作権限は、

344 それぞれ独立して制御が出来ること。

345 操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。

346
347 I D パスワードによる認証のほか、I C カードや静脈認証等の生体認証を用
348 いた二要素認証に対応すること。

349

350

351 【考え方・理由】

352 特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムで
353 は、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であ
354 るとともに、なりすまし利用を防止するために要素認証を利用可能とする。
355 (グループ利用や非常勤職員等が同一IDを共用することは禁止)

356 操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要と
357 なるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。
358 なお、全ての操作権限は、個々のIDに紐づくことになる。

359 なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバツ
360 チ処理で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステ
361 ムで一括更新可能など)。

362

363 No. 4 (共通/操作権限設定)

364 【標準仕様書案】

365 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、
366 「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設
367 定できること。

368

369 【考え方・理由】

370 住民基本台帳は、法第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名
371 簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住
372 所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理
373 を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度
374 を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政
375 の合理化に資することを目的とする。」とされており、住民票の記載事項を
376 当該市町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の趣
377 旨に合致したものとされている。

378 一方で、住民票の記載事項には個人番号や住民票コード、戸籍に関する情
379 報等機微情報も含まれているため、住民票の記載事項に対しては、これを利
380 用することができるシステムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、
381 個人単位で一定のアクセス制御が必要となる。

382 なお、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯
383 主の氏名及び世帯主との続柄）」については、分科会の議論の結果、表示・
384 非表示を切り替えるニーズが確認できなかったので、表示・非表示を切り替
385 える機能は不要と判断した。

386

387

388

389

削除: 「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）」、

削除: 中核市市長会ひな形を補足。

削除: 戸籍ではなく、住民基本台帳における続柄。

削除: 住民票の写しの証明事項において、「続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）」、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」については、基礎証明事項（住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項）では無いため。．住民票の原票請求の場合と、住民票の写し請求の場合では証明書記載事項が異なるため、操作者個人単位の権限で「表示・非表示」にできることが必要。．

削除: ※住民票の写し発行時は、基礎証明事項ではないこれらの住民票記載事項については、申請者からの依頼が無い場合、省略する。…

406 No. 5 (共通/入力エラー)

407 **【標準仕様書案】**

408 ※5 論点該当

409

410 **【考え方・理由】**

411 ※5 論点該当

412

413

414 No. 6 (共通/支援措置対象者照会)

415 **【標準仕様書案】**

416 ※5 論点該当

417

418 **【考え方・理由】**

419 ※5 論点該当

420

421

422 No. 7 (共通/支援措置対象者管理)

423 【標準仕様書案】

424 ※5 論点該当

425

426 【考え方・理由】

427 地方自治体B_55のような「宛名ごとにDVや虐待、本人以外非開示の管理がで
428 きること。」というような機能は、住民記録システムの画面上のみでの機能で抑
429 止効果が低いと考えられる。また、業務ごとの機能であり、住民記録システム標
430 準仕様書の中で整理すべきものではないため、記載しない。

431 ※5 論点該当部分については、別途追記

削除。

433 No. 8 (共通/バッチスケジュール管理)

434 【標準仕様書案】

435 バッチ処理(あらかじめ登録した一連の処理を自動的に実行する処理方式)
436 の実行(起動)方法として、直接起動方法だけでなく、年月日及び時分、毎
437 日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理に
438 による起動方法)が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を
439 利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどを、発注者からの要求があ
440 った場合、提示すること。

削除: 予

441 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照さ
442 れること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パ
443 ラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

削除: あらかじめ発注者に示し了解を得る

444 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末
445 名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力
446 されるエラーコード等)が出力されること。また、異常終了した場合の警告
447 を他の通報システムに連携できること。

削除: 視覚的に

削除: (修正個所の文字色等が変更される等)

448 また、統計のようにバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物で
449 ある Excel 等を作成する場合、RPA 等によりオペレータを介さず自動実行さ
450 れるようにすること。

451

452 【考え方・理由】

453 バッチ処理の実行方法には、直接起動方法の他、ジョブスケジューラから
454 実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。

455 住民記録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による
456 実行(非同期実行)は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同
457 期実行」できることが必要となる。

458 また、バッチ処理で異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、
459 リカバリを効率化するための実行結果の出力は必須である。

460 製品によっては、最終的な Excel 形式のものをシステムで作成可能なもの
461 や、CSV だけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件
462 を合わせるために記載。

463 なお、ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である
464 地方自治体に開示、説明する義務があり、地方自治体側もミドルウェアの情報
465 に限らず把握しておく必要がある。

470 修正パラメータ個所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観
471 点から、色での識別等の方法は規定しない。
472

473 No. 9 (共通/ヘルプ機能)

474 【標準仕様書案】

475 システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。
476 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方
477 法等が確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)
478 が提供されること。
479

480 【考え方・理由】

481 地方自治体A 44、45のような冊子のマニュアルは、オンラインマニユア
482 ルで代替できるため、不要とする。

483 オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索などによ
484 って、知りたい情報に容易にアクセスできる。

485 オンラインマニュアルの一部として、Q&A(よくある質問&回答)集が
486 提供されることが望ましい。
487

削除:A市

489 No. 10 (共通/文字情報基本要件)

削除: 外字対応

490 【標準仕様書案】

491 住基ネットや在留カード等発行システムで使用している外字については、
492 自動変換（同定）が可能であること。

削除: 民

493 共通基盤システムに登録された外字が使用できること。

削除: 本台帳

494 外字作成が容易にでき、作成された外字は即座に反映されシステム上から
495 利用できること。

削除: ワークシステム

496 現行システムで使用している外字が正確に移行できること。また、連携し
497 ているシステムへの適用が容易にできること。

498 なお、ベースフォント等については、以下を踏まえる。

499 【ベースフォント】

500 JIS X 0213:2012 に準拠した文字セットを使用すること。

501 例：MS 明朝 V5.0、IPA_m_j 明朝等

削除: MJ

502 【外字利用】

503 外字ファイルについては、ベースフォントとリンクすること。

504 【ベンダ独自の文字管理機能】

505 ベンダ独自の文字管理機能は原則不可とする。但し、システムに必須であ
506 り、影響がシステム内に留まる場合のみ、別途事前協議によって認める。

削除: ベンダ

507 なお、直接ベンダ独自の文字管理機能を使用していなくても、システム上
508 の制限がかかる場合には原則不可とする。

削除: ベンダ

削除: ベンダ

509 【考え方・理由】

510 「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」にお
511 いて、「文字等の標準化・共通化を行うこと」及び「今後整備する情報シ
512 ステムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則
513 とする」と述べられた。

514 これらも受け、住民記録システム標準としては、文字情報基盤が活用さ
515 れることが望まれる。

516 縮退文字セットの利用の可能性について、検討したい。

517

530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551

本項目については、構成員から以下の課題の指摘があった。

▲ 統一文字では、4バイトで1文字の「サロゲートペア文字」が一部利用されているため、導入時に文字長チェック機能等の追加と、最悪、画面レイアウトやDBレイアウト変更が必要（ベンダへの調査必要ではないのか）

▲ 住民記録システムのみ導入しても戸籍システムへの導入がなされなければメリットがなく、住民基本台帳担当課の窓口においてトラブルの要因となる。

※1 住基ネット、戸籍、国保連等の全ての連携システムの文字フォントを一斉に統一文字に変更すればベストだが、それが無理なら、スケジュールを決めて順次既存文字コード変換テーブルの更新や検証を行う必要がある。（2度手間になる。）

※2 ベンダ変更のタイミングで統一文字を導入した場合、既存外字が統一文字のどのコードとなるか等の突合作業が新たに発生し、全ての連携システム側の変換テーブルの変更や検証作業が発生（統一文字でなければ作業はほとんどない。）

▼
※ 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（総務省）」においては、指針6及び参考資料（指針6）に「国の動向を参考とした、文字環境の整理」の参考として、文字情報基盤の活用も紹介された。

削除: .

553 N o . 1 1 (共 通 / 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 で の 出 力)

554 【 標 準 仕 様 書 案 】

555 「 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 (住 民 基 本 台 帳) 」 で 定 義 さ れ た 表 形 式 (移 行
556 フ ァ イ ル 構 成 表 、 移 行 フ ァ イ ル 関 連 図 、 デ ー タ 項 目 一 覧 表 、 コ ー ド 構 成 表 、
557 コ ー ド 一 覧) 及 び X M L 形 式 (レ イ ア ウ ト 仕 様) に 準 拠 し た デ ー タ 抽 出 機 能
558 が 提 供 さ れ る こ と 。 ま た 、 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 以 外 で 保 有 す る デ ー タ が
559 あ る 場 合 は 、 同 様 に 提 供 さ れ る こ と 。

削除: 又はそれに準ずる

560 な お 、 シ ス テ ム 契 約 期 間 の 終 了 時 に は 、 そ の 時 点 で の 「 中 間 標 準 レ イ ア ウ
561 ト 仕 様 (住 民 基 本 台 帳 の 最 新 バ ー ジ ョ ン) 」 で 定 義 さ れ た 表 形 式 及 び X M L
562 形 式 又 は C S V 形 式 で デ ー タ 提 供 が で き る こ と 。

564 【 考 え 方 ・ 理 由 】

565 総 務 省 は 、 地 方 公 共 団 体 の 業 務 シ ス テ ム に お け る 円 滑 な デ ー タ 移 行 の 実 現
566 を 目 指 し 、 全 国 の 地 方 公 共 団 体 が デ ー タ 移 行 時 に 共 通 的 に 利 用 で き る 「 中 間
567 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 」 を 作 成 し た (「 自 治 体 ク ラ ウ ド に お け る 円 滑 な デ ー タ
568 移 行 を 可 能 と す る 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 の 作 成 に 係 る 調 査 業 務) 。

569 ※ 業 務 シ ス テ ム の 契 約 満 了 時 に 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 を 利 用 し た デ ー
570 タ 提 供 を 定 着 さ せ れ ば 、 デ ー タ 移 行 時 の 経 費 低 減 が 図 れ る 。

571 ま た 、 「 電 子 自 治 体 の 取 組 み を 加 速 す る た め の 1 0 の 指 針 (総 務 省) 」 で は 、
572 指 針 6 に お け て 、 「 シ ス テ ム 間 の デ ー タ 移 行 に お け る 多 額 の 費 用 発 生 等 、 自
573 治 体 ク ラ ウ ド 導 入 の 阻 害 ・ ベンダ ロ ッ ク イ ン の 原 因 」 を 解 消 す る 方 策 と し て 、
574 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 の 利 活 用 を 示 し て い る 。

削除: ベンダ

575
576 こ れ ら の こ と か ら 、 標 準 シ ス テ ム に は 「 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 」 対 応 が
577 必 須 と い え る 。

578 ま た 、 「 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 利 活 用 ガ イ ド 2 0 1 9 年 度 版 (J - L I S) 」
579 に お け る 「 4 章 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 の 活 用 案 」 に お け て 「 E U C ツ ー
580 ル の 共 用 」 や 「 オ ー プ ン デ ー タ 対 応 の 促 進 」 と あ る よ う に 、 E U C 等 の 参 照
581 元 デ ー タ と し て の 活 用 の 効 果 は 高 い た め 、 デ ー タ 移 行 時 以 外 で の 利 活 用 も 望
582 ま れ る 。 た だ し 、 中 間 標 準 レ イ ア ウ ト 仕 様 は そ の ま ま で は シ ス テ ム 移 行 に 対
583 応 す る た め に は 履 歴 管 理 等 、 項 目 が 不 足 し て い る た め 、 今 後 は 中 間 標 準 レ イ
584 ア ウ ト 仕 様 を ベ ン ダ 変 更 に も 対 応 で き る 精 度 の も の に し て い く 必 要 が あ る 。

削除: .

削除: ベンダ

585

590
591
592
593

なお、システム移行時には、システム移行時点での最新の間標準レイアウト仕様に対応できることが必須となる。

594 No. 12 (共通/検索機能)

595 【標準仕様書案】

596 システム利用者ごと、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）
597 については、自動的にその設定値が保存されること。

削除: 毎

598 また、それら検索履歴を選択することによって、同じ条件による再検索及
599 び検索履歴を活用することによる新たな検索にも対応できること。

削除: 宛名番号、個人番号、氏名を除き

600 証明書を発行する際にプリンタやトレイ（ホッパ）の指定ができること。

601 ※地方自治体構成員におかれましては、トレイ（ホッパ）まで必要か、理
602 由とともに備考欄にご記入ください。

603 出力部数を設定できること。

604 帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。

605 帳票発行時に PDF か紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。

削除: ,

606 住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハ
607 ードコピー機能、ハードコピーの印刷機能を有すること。端末のOS独自の
608 表示画面のハードコピー機能、ハードコピーの印刷機能はできないようにす
609 ること (IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージ
610 ベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、
611 何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにすること)。

削除: ベンダ

612 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過
613 内容を記載したリストを出力できること。

削除: ,

614

615 【考え方・理由】

616 業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効となる。

617 宛名番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報なので設
618 定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際
619 には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点に
620 は適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しない
621 こととした。

622 なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利
623 用者ごと（ID単位）で実施できなければならない。

削除: 毎

624 このうち、プリンタ関係の機能については、機能一覧に入れるべきか、横
625 断的に非機能要件として整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機
626 能要件には不要ということであれば記載を落とす。

633 アクセスログが取得できない OS 独自の印刷方法（印刷、プリントスクリー
634 ーン等）はセキュリティ上使用できないようにする必要がある。

635 住民基本台帳システムは、住民基本台帳事務実施者だけが使用するわけ
636 ではなく、他課では他のシステムと同じ端末を使用することが一般的である。
637 よって本機能は、住民基本台帳の要件としては記載しない。

638 地方自治体 B_195 のような「大量印刷できること」という機能は、住民記
639 録システムで大量印刷が必要な事務は想定されないため不要。なお、閲覧簿
640 についても、No. 152 に記載のとおり紙印刷でなく PDF 又は CSV で出力する
641 ことを想定しているため、大量印刷することにはならない。

642

643 No. a (共通/バックアップ・リカバリ)

644 【標準仕様書案】

645 日次を単位としたシステム復元(リカバリ)を可能とするシステムバック
646 アップ(日次差分バックアップ)ができること。

647 また、週次又は月次等でフルバックアップができること。

648 バックアップ及びリカバリに関わる異常に備え、その原因特定及び異常の
649 リカバリのための対策(ログ取得、異常通知・表示灯等)がされていること。

650 磁気ディスクをもって調製されている住民票のバックアップセットとし
651 て、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデータバックアップに対応している
652 こと。

653 なお、本番系システム以外に待機系システムの準備がある場合は、この限
654 りではないが上記と同等の適切なバックアップは必要とする。

655
656 バックアップ及び待機系システムへの切り替え作業は、職員が対応すべき
657 範囲を明らかにした上で、その対応手順について、専用の手順書を用意する
658 こと(IaaS事業者がバックアップ等についての責任を負っている場合等、パ
659 ッケージベンダ自体が本機能を提供できない場合は、IaaS事業者と協議す
660 る等により、何らかの形で本機能が地方自治体に提供されるようにするこ
661 と。)。

削除: 整

削除: を前提とするため

削除: は

削除: ベンダ

663 【考え方・理由】

664 バックアップ、待機系システムへの切り替え等の作業は、職員対応できる
665 ことが重要となる。

666 本番系システム以外に待機系システムの準備がある場合も、本番系と同じ
667 システムで冗長化されているのではなく待機系が別仕様のシステムの場合は、
668 上記のバックアップは特に重要である。

669 また、住民記録システムに限らず、住民情報を保持する責任は自治体にあ
670 り、情報損失、漏洩等を防ぐために、ベンダはバックアップ・リカバリの手
671 順書・説明書を示す必要がある。

672 特に、住民票記載事項の確認や住民票の写しの発行といった主要業務に関
673 しては、その業務継続性確保の観点からも、わかり易く平易な職員向けの手
674 順書を準備しておくことが重要である(同時に訓練実施等も重要)。

675 なお、近年では、従来型の物理サーバにおける本番系、待機系、検証系の

削除: 効果的

681 構成は時代遅れとなっており、PaaS、IaaSをはじめ仮想環境に構築すること
682 が一般的である。したがってバックアップも仮想環境の全体的なスナップシ
683 ョットで良い場合も多く、非機能要件で記載することが望ましいとも考えら
684 れることから、この機能について、機能一覧に入れるべきか、横断的に非機
685 能要件として整理すべきかを別途検討し、非機能要件に含め、機能要件には
686 不要ということであれば記載を落とす。ただし、ある時点におけるデータの
687 バックアップが必要な場合があるが、これはバックアップではなく、バッチ
688 やマスタ管理として位置づける。

689 なお、バックアップセットとして、「中間標準レイアウト仕様」準拠のデ
690 ータバックアップに対応することを求めているのは、災害時等に当該地方自
691 治体の住民記録システムが使えなくなり、応急的に他の地方自治体の住民記
692 録システムで対応することがあり得るが、その場合、他の地方自治体と当該
693 地方自治体とのシステムベンダが同じである保証がないため、ベンダ中立的
694 なデータレイアウトである中間標準レイアウト仕様に準拠したデータバッ
695 クアップが必要であるとの考えに基づくものである。

696
697
698

削除:

削除: ベンダ

削除: ベンダ

702

703

704

705

706

707

708

709

710

マスタ管理

711 No. 13 (マスタ管理/公印選択)

712 【標準仕様書案】

713 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、
714 市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市
715 区町村長又は職務代理者の印）が選択できること。また、指定都市・特別区
716 の場合も含め、都道府県名を印字すること。

削除: 及び種類（市町村町又は職務代理者）のyほ
か、支所・出張所の専用公印よう公印を管理するな
お、対応すること。…

717 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、
718 証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」
719 「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。

削除: 各

720 なお、電子公印は最大 25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は
721 不要とする。ただし、個人番号カード等のカード券面に印字する公印につい
722 てのみ、赤色の選択ができること。

削除: すること。

723 ※地方自治体構成員におかれましては、公印管理規定などでの定義、公印
724 台帳への登載について備考欄にご記入ください。

725

726 【考え方・理由】

727 中核市市長会ひな形の記載を採用+電子公印対応を記載
728 各地方自治体では文書管理規程等により、公文書には公印を押印すること
729 が定められており、居所の公証たる住民票の写しは公文書に当たるため、公
730 印が必要。磁気ディスクをもって調製された住民基本台帳の写しには電子印
731 の使用が認められているので、住民票の写しに押印する電子印の管理機能が
732 必要となる。

削除: にでの

削除: 。

削除: 団体

削除: あ

733 現在の住民基本台帳システムでは、電子印が一般的であり、そのイメージ
734 を管理する機能が必要

削除: 。

735 法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各地方自治体の文書管理規程
736 等により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)

削除: 団体

737 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦
738 横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必
739 要であることを踏まえて追記

削除: 。

740 また、公印の種類は2種類以上管理できることとした方が良い（証明書専
741 用印など有り）。

742 支所・出張所の専用公印を持っている地方自治体もあるが、電子公印でな
743 く、実物の公印を使っていた時代の名残であり、支所・出張所の専用公印を

756
757
758
759

持つ機能は不要

なお、No. B7において、「発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること」としており、発行場所は発行番号により判断することができる。

760

761

削除。

763 No. 14 (マスタ管理/公用表示選択)

764 【標準仕様書案】

765 証明書（住民票の写し及び住民票記載事項証明書）に「公用」の表示（印
766 字）ができること。

767

768 【考え方・理由】

769 「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会 報告書（平成19
770 年2月）」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行する
771 ために必要であることを明らかにした場合を、「公用請求」として定義して
772 いる。

773 これらを受け、住民票の写し及び住民票記載事項証明書に「公用」と表示
774 （印字）することは、本人等の請求や第3者からの申出による住民票の写し
775 等の交付と区別する上で必要といえる。

776 中核市市長会ひな形14のような、証明書に「附票通知」を表示する機能
777 については、法第19条1項で電子的に行うこととされているため、不要
778 「規定により免除」を印字する地方自治体もあるが、分科会の議論の結果、
779 「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、不要と判
780 断した。

781

削除: は

削除: 住民票の写し等の交付請求を

削除: できるとある

削除: 住民基本台帳

削除:。

787 No. 15 (マスタ管理/認証)

788 【標準仕様書案】

789 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件を管理できること。
790 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることがで
791 きるよう職務代理者期間の管理ができること。
792 (No. 49に移動)

793 【考え方・理由】

794 中核市市長会ひな形を一部踏襲
795 認証者を管理する件数については、2件で足りるため、「2件以上」では
796 なく「2件」と明記
797 首長の選挙等で切り替えが間に合わない時期に認証が必要な場合は、「〇
798 〇〇長 公印」等の形で、氏名を空欄で対応すればよいため、3件以上の認
799 証者管理は不要
800

- 削除: とで
- 削除: 以上
- 削除: の
- 削除: 証明書等が複葉にわたる場合は、最終ページ頁のみに認証文が印字されること。
- 削除: .
- 削除: 踏襲
- 削除: 。
- 削除: 。

810 No. 16 (マスタ管理/本庁・支所管理)

811 【標準仕様書案】

812 システムログや証明書発行管理に使用するため、住民基本台帳システムを
813 使用する場所として、本庁、各支所、出張所、住民基本台帳システム利用課
814 等の登録管理ができること。

815

816 【考え方・理由】

817 中核市市長会ひな形を踏襲
818 マスタ管理として、システムログや証明書発行管理に使用するための住民
819 基本台帳システムを使用する場所（本庁・各支所・出張所・住民基本台帳シ
820 ステム利用課等）を管理する機能が必要

821

822

823

- 削除: システムから出力される証明書は、
- 削除: 処理・交付場所として
- 削除: .
- 削除: .
- 削除: .
- 削除: 踏襲
- 削除: 。
- 削除: .
- 削除: 。

833 No. 17 (マスタ管理/住居表示・地番管理)

834 【標準仕様書案】

835 住居表示・区画整理におけるデータ及び住所を設定することができる地番
836 (特殊地番を含む)をマスタ管理・表示できること。

削除: および

838 【考え方・理由】

839 住所を入力する際、住所を設定できる住所であるかの判定を行うため、住
840 居表示においては最大番地、地番においては住所を設定することができる地
841 番(特殊地番含む)を管理する必要がある。

削除: 中核市市長会ひな形を踏襲+住居表示や区画整理に伴う一括処理を追加。
なお、住居表示・区画整理における一括処理についてはNO.154に記載。

842 なお、住居表示・区画整理における一括処理についてはNO.154に記載
843

削除:

845

853 No. 18 (マスタ管理/住所辞書管理)

854 【標準仕様書案】

855 定期的に最新の住所情報（国名を含む。）を更新すること。ただし、本籍
856 地等の（旧）町名等が入力できること。

857 住所情報は、職員でも容易に修正できることとし、同様に郵便番号につい
858 ても管理できること。郵便番号で住所入力ができるようにし、郵便番号マス
859 タも自動更新されるようにすること。

860 なお、市外住所は、汎用的な住所コードを用いることとし、同様に郵便番
861 号についても管理できること。

862
863 【考え方・理由】

864 中核市市長会ひな形を踏襲+J-LIS 辞書の活用を追加
865 全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないことと
866 した。

867 なお、郵便番号は中間標準レイアウト仕様の項目となっているため、管理
868 できることを要件としている。

869 No. 65との統合については、機能要件とマスタ管理機能は別なので統
870 合しない。

871

872

削除: も

削除: 「全国町・字ファイル（地方公共団体情報システム機構）」、地方公共団体の名称・庁舎所在地等は、「地方公共団体コード住所ダウンロードファイル（地方公共団体情報システム機構）」に基づく

削除: が

削除: 踏襲

削除: 。

削除: .

削除: 今後検討

883 No. 19 (マスタ管理/方書管理)

884 【標準仕様書案】

885 住所地番に対応する方書情報（アパートやマンション、寮等）を登録管理
886 できること。

887 また、住所情報に応じた方書情報が紐づけられていること。

888 なお、これらのマスタ情報が職員管理を前提としており、容易にできるこ
889 こと。

890

891 【考え方・理由】

892 中核市市長会ひな形を踏襲し方書情報が住所情報に紐づけられている旨、
893 職員管理が前提である旨を追記。

894 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、No. 66 に記載。

895 また、この機能については、住民記録システム標準仕様書の機能一覧に入
896 れるべきか、パッケージ全体のマスタの機能として整理すべきかを別途検討
897 する。

898 都市部においては大型マンションの建設が進んでおり、方書管理は必要。
899 また、住所を表記する際、3階以上の建物の部屋番号は方書ではなく住所の
900 枝番号として記載するため、住所記載の正確性の観点でも住所情報に応じた
901 方書情報が紐づけられていることは必要

902

903

904

削除: 踏襲

削除:。

削除:。

削除: し、住民記録システム標準仕様書の機能要件には不要ということであれば記載を落とす。 .

910 No. 20 (マスタ管理/文字溢れ対応)

911 【標準仕様書案】

912 システムから出力される証明書等の出力項目に桁溢れが発生した場合は、
913 文字の大きさを調整するなどして、文字超過としないようすること。

914 なお、文字数が多く、やむをえず桁溢れが生じる場合は、文字超過リストを
915 出力して、桁溢れした情報を確認できるようにすること。ただし、住民票の
916 写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、標準レイアウトに準拠
917 した文字超過表記とすること。

918

919 【考え方・理由】

920 中核市市長会ひな形を踏襲+証明書のみ標準レイアウトに準拠した文字
921 超過表記とする旨とした。

922

923 ※ 文字溢れは、ホストコンピュータ時代より固定長が前提であった処理
924 方法に起因するものであり、可変長で処理可能とすべきとの考えもあります
925 が、構成員・準構成員におかれましては、システムの文字溢れをおこさな
926 い対応を行うことについて、ご意見を具体的な理由とともに備考欄にご記入
927 ください。

928

929

削除: どうしても

削除: .

削除: 但

削除: 踏襲

削除: .

935 No. 21/44 (マスタ管理/備考入力事項管理)

936 **【標準仕様書案】**

937 異動事由と備考文ひな形の対応及び変換のためのマスタ情報が管理でき
938 ~~ること。~~

939 ~~また、異動事由毎に、あらかじめ登録した備考文（マスタ情報で管理して~~
940 ~~いる備考のひな形）をもとに備考の自動編集ができること。~~

941 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理（No. D）

942

943 ~~また、備考文を証明書に印字する・しないの設定が行えること。~~

944 ~~備考内容により、出力抑止・解除の設定等ができること。~~

945

946 **【考え方・理由】**

947 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理（No. D）

948

949

950 N o . 2 2 (マ ス タ 管 理 / 和 暦 管 理 等)

951 【標準仕様書案】

952 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。
953 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能
954 であること。

955

956 【考え方・理由】

957 中核市市長会ひな形を踏襲
958 和暦のコードを二桁にすることも検討する。

959

960

961

削除: 踏襲

削除:

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

検索・照会

974 No. 23 (検索・照会/処理画面)

975 【標準仕様書案】

976 異動処理中の画面（検索結果一覧等の画面を含む。）では、該当する異動
977 処理名称（「全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全全転居、全一転
978 居、一全転居、一一転居」のように詳細に記載するか、「転入、転出、転居」
979 のように簡易に記載するかはベンダの判断に委ねる。）が表示されること。

980 住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧
981 表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。

982

983

984 【考え方・理由】

985 地方自治体B_8「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」、地方自治
986 体D_59「画面上で事務処理の流れが判別できること。」、地方自治体D_75
987 「異動事由ごとに展開する業務画面を設定できること。（住民票転入→国保
988 資格取得→年金資格取得→介護資格取得）」のような画面遷移や操作に関する
989 項目は標準化対象外。

990 ※地方自治体D_50のような「同時サービスメッセージの発行・再発行が
991 行えること。」は、エラー・アラート項目の整理（No. C）の中で、別途整
992 理

993

削除: 詳しく

削除: 簡単に

削除: ベンダ

削除: 等

削除:

999 No. 24 (検索・照会/操作性)

1000 【標準仕様書案】

1001 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能
1002 であること。

削除: 短縮キー (ショートカットキー) 等を使うこと
で、…

1004 【考え方・理由】

1005 キーボードのみの画面操作は、操作に成熟した職員の処理速度向上のため
1006 記載した。近年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接
1007 アプリケーションに送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能
1008 となるメリットもある。

削除: 委託

1009 本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考え
1010 られるが、地方自治体によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分につ
1011 いては標準として整理することで、これ以上のカスタマイズを抑制する。

削除: 住民記録システムの端末は、アプライアンス製
品としてではなく、Windows等を用いた汎用端
末であることが想定される。

1012 なお、地方自治体B_9のような住民記録システム以外のシステム間への
1013 コピーや貼り付け機能、画面ハードコピー機能については、情報セキュリ
1014 ティ確保の観点から問題があるが、外字等を入力するためにコピー・貼り付け
1015 機能を多用している地方自治体もあるため、端末のセキュリティを確保した
1016 上で標準案に盛り込むこと。

住民記録システムが特定個人情報等の機微情報を扱う
ことから、特に、同じ端末内の別アプリケーション
(OSから提供されるメモ帳、他業務システム等)へ
の情報のコピー・貼り付けができてしまうことは、防
ぐべきである。

1017 地方自治体B_77のような文字拡大機能は、OS等でも提供されているため
1018 不要。

また、OS等から提供される画面ハードコピー機能に
ついては、情報セキュリティ確保の観点から利用でき
ないように制御するべきである (No. 14参照)。

削除:。

1036 No. 25 (検索・照会/文字入力)

1037 【標準仕様書案】

1038 ふりがなを片仮名・平仮名の両方で入力及び検索できること。
1039 例：小文字（ッ、ャ、ュ、ヨ）や「ヲ」「ヴ」など
1040 また、清音と濁音を区別せず検索できるようにすること。
1041 「ズ」と「ヅ」、「ジ」と「ヂ」、「ワ」と「ハ」、「ヤ」と「ャ」、「ユ」と「ユ」
1042 「ヨ」と「ヨ」、「ヲ」と「オ」、「ヴァ」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、
1043 「ヴ」と「ブ」などは、区別せず検索条件として指定でき両方が該当として
1044 処理されること。
1045

- 削除: フリガナカナカナ
- 削除: 本来の文字で
- 削除: で
- 削除: できる

1046 【考え方・理由】

1047 清音・濁音のあいまい検索は、ニーズも高く、検索結果もれを無くす観点
1048 からも重要と判断
1049 住基ネットにおける検索が平仮名を使用しており、移行の際に読み替えが
1050 発生すると不都合であること、No. 27のあいまい検索の項目で、平仮名
1051 でも片仮名でも検索の際に異動者にたどりつくことはできること、ふりがな
1052 については平仮名、片仮名どちらでも特段不都合はないことから、いずれも
1053 入力・検索に使用できる機能とした。
1054 また、(株)や(有)等の記号は、法人名(税の宛名管理等)で用いられる
1055 ことはあるが、住民記録システムとしては不要であり、仮に必要であったと
1056 しても、外字としてではなく、「(株)」や「(有)」という形(3文字)で
1057 対応できることから、不要
1058

- 削除: 。
- 削除: 該当者
- 削除: フリガナ
- 削除: 。

1067 No. 26 (検索・照会／基本検索)

1068 【標準仕様書案】

1069 生年月日(西暦・和暦)・性別・カナ氏名・漢字氏名・旧氏・アルファベッ
1070 ト氏名・通称・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・消除区分・
1071 個人番号・住民票コード・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索
1072 できること。

1073 各証明書の発行履歴(日時、場所、記載事項、枚数等)を照会できること。
1074 複数条件検索、項目内部分検索ができること。

1075 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。
1076 (例:外字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等)

1077 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。

1078 氏名の検索では、カナ氏名、カナ本名、カナ通称名、アルファベット氏名、
1079 旧姓等の過去のカナ氏名を横断的に検索できること。

1080

1081 ※「検索」は画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す
1082 操作をいう。「照会」はデータベースに問い合わせる操作をいう。

1083

1084 【考え方・理由】

1085 中核市市長会ひな形(No.26及びNo.A3)を補足。

1086 旧氏、宛名番号(地方自治体内統合宛名番号などの地方自治体内でユニ
1087 クな宛名番号)、世帯番号、特別永住者証明書番号については、検索ニーズ
1088 があると判断した。

1089 また、カナ氏名、カナ本名、カナ通称名、英数氏名、旧姓等の過去のカナ
1090 氏名を横断的に検索できる氏名索引機能は、検索の効率化に有効。

1091

1092 分科会の議論の結果、請求者については氏名はもちろん、郵便請求、第三
1093 者請求の区別も管理していない地方自治体が多いため、検索キーとして不要。

1094 地方自治体D_2「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えて
1095 の再検索(絞込み)ができること。」のような絞りこみ検索については、複
1096 数条件検索ができるのであれば不要。

1097 地方自治体D_55「異動者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」
1098 「住民コード」「住民票コード」が確認できること。」、57「異動者一覧より
1099 選択した住民の世帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確

削除: 請求者、

削除: 検索

削除:。

削除: 団体

削除: 団体

削除:。

削除: 該当者

削除:。

削除: 該当者

削除: 該当者

1110 認できること。」のような~~異動者~~一覧で確認できる必要がある項目について
1111 は、画面についての機能であり、標準案に記載しない。
1112
1113
1114

削除: 該当者

1116 No. 27 (検索・照会/あいまい検索 (清音化検索等を含む))

1117 【標準仕様書案】

1118 以下のあいまい検索ができること。

- 1119 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

1120 例 ギとジ、ズとヅ、ワとハ、ヴァとバ、ヴィとビ、ヴとブ、オと

1121 ヌ

- 1122 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 例

1123 ツとツ、ヤとヤ、ユとユ、ヨとヨ、オとヲ

- 1124 ・氏名 (カナ) 等で文字列一致検索ができること。

- 1125 ・名前だけの検索ができること。

- 1126 ・氏と名との間のスペースキーを無視した検索ができること。

- 1127 ・長音の有無を無視

- 1128 ・入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「ー(全角ダッシュ)」と
- 1129 「ー(全角マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「-
- 1130 (半角ハイフン、マイナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」
- 1131 を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理される
- 1132 こと。

- 1133 ・統一文字による検索により異体字等も包含した検索ができること。

- 1134 ・

削除: (ハ、バ、パ等)

削除: による違いを無視

削除: (ツ、ッ等)

削除:

削除: (検索文字から

削除: 機能

削除: 検索文字選択のためのサポート機能 (手書入力による文字選択等) の提供…

1137 【考え方・理由】

1138 カナの清音化に限らず、あいまい検索機能を提供することによって、清音、

1139 濁音、ハイフン、長音を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。

1140 在留カードを忘れた場合であっても、あいまい検索機能による情報取得が

1141 可能となる等、メリットが大きい。

1142 ワイルドカード検索等は、EUC等でも対応可能で、機能として実装する

1143 必要はないと判断したため、標準仕様書案では不要と整理。

1152

1153 **№． 28（検索・照会／異動履歴検索）**

1154 **【標準仕様書案】**

1155 住民異動の履歴（異動日、届出日、処理日、異動内容、入力場所、入力端
1156 末）や旧氏・通称履歴が照会できること。

1157

1158 **【考え方・理由】**

1159 地方自治体 A_114 のような同一住民を単位とした履歴照会の機能について
1160 は、住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度が高いが、
1161 それは住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないため）、ボタン
1162 で次の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯票に戻って個人の
1163 画面に移動することで差し支えないことから不要。

1164 入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするため、入
1165 力場所の履歴照会機能は必要

1166 届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、
1167 どちらの日付でも検索を可能にする。

1168

1169

削除。

削除。

1172 No. 29 (検索・照会/交付履歴検索)

1173 【標準仕様書案】

1174 システムから出力される証明書毎の発行状況 (日時、場所、枚数等) につ
1175 いて、市区町村が定める期間保管され、照会ができること。

1176 また、マイナンバーカードや住基カードの発行状況も照会できる (履歴情
1177 報は市区町村が定める期間で廃棄する) こと。

1178

1179 【考え方・理由】

1180 中核市市長会ひな形を補足。交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開
1181 示請求の際等に必要となる。

1182 なお、マイナンバーカードや住基カードの発行の履歴は、CSとのインタ
1183 フェース仕様に規定されていないため、住民記録システムは入手できないた
1184 め、現時点の情報を示す「発行状況」を確認出来ることとする。

1185 なお、発行履歴状況の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした(地
1186 方自治体の多くは、保存期間を1年又は2年(まれに3年)と規定) が地方
1187 自治体ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。

1188

削除: 履歴

削除: 情報開示請求対応期間である2年間

削除: 履歴

削除: 2年

削除: 履歴

1194 No. 30・31 (検索・照会/学区検索・学区表示)

1195 **【標準仕様書案】**

1196 ~~入力した住所地に応じて小学校、中学校の表示ができること。~~

1197 ~~小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができること。~~

1198 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (No. E) の中で、別途整理

1199

1200 **【考え方・理由】**

1201 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (No. E) の中で、別途整理

1202

1203 No. 32 (検索・照会／続柄表記)

1204 【標準仕様書案】

1205 総務省要領(昭和42年10月4日)に定める続柄の入力及び表記ができる
1206 こと。特に、子(子の妻)等かっこ付きの続柄の入力及び表記ができること。
1207 また、続柄は4世代管理ができること。

1208 なお、児童養護施設の入所者等、必要に応じて続柄が空欄にできること。

1209

1210 【考え方・理由】

1211 世代管理については、4世代で十分
1212 要領に記載されている続柄を全て表示できる必要がある。
1213 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や続柄の欄は空欄となる場
1214 合があり(質疑応答集昭和43年3月26日自治振第41号 第2問6(p.378))、
1215 対応する。

1216 地方自治体D_64「準世帯主の登録が行えること。」のような準世帯主は、
1217 国保上の概念であるため、住民記録システム標準仕様書では不要。

1218 また、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)提供の「既存住基シ
1219 ステム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、
1220 「甥」、「姪」等、一部ペンダでは入力できない可能性のある続柄が存在する
1221 が、分科会の議論の結果、これらは全て「縁故者」として記載することで足
1222 りるため、これらの続柄に対応することは不要と判断した。

1223

削除: 事務処理

削除: 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)提供の「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードに対応していること。

削除:。

削除: 事務処理

削除:。

削除: ペンダ

1232 No. 33 (検索・照会／文字拡大機能)

1233 【標準仕様書案】

1234 漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、
1235 文字コードの照会ができること。

削除: こと。

1237 【考え方・理由】

1238 戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要であ
1239 る。

1240 OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大
1241 鏡機能を備えているとは限らないため、仕様として必要

削除: 。

1242 単に文字イメージの拡大のみでなく、統一文字コードなどの文字コードも
1243 確認できる方が良い。

削除: 「拡大鏡」機能が標準搭載されているOSもあり、OSの基本機能を活用することで、拡大しての入力・照会は可能であるため、不要 (No. 24 参照)。

1252

1253

1254

1255

1256

1257

1258

1259

1260

1261

他業務連携

1262 N o . 3 4 (他業務連携／他業務照会)

1263 【標準仕様書案】

1264 以下の項目について、住民記録システムから他システムに最新情報を照会
1265 できること。

- 1266 ・ 選挙人名簿への登録の有無
- 1267 ・ 国民健康保険の被保険者該当の有無、職業、被保険者証又は被保険者資
1268 格証明書の記号番号、資格取得・喪失年月日
- 1269 ・ 後期高齢者医療の被保険者該当の有無、被保険者証又は被保険者資格証
1270 明書の記号番号、資格取得・喪失年月日
- 1271 ・ 介護保険の被保険者該当の有無、被保険者証の番号、資格取得・喪失年
1272 月日
- 1273 ・ 国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失
1274 年月日
- 1275 ・ 児童手当を受けている者である旨、開始月・喪失月確認

1276 ※法定記載事項以外（印鑑等を含む。）については、火葬証明書の発行等
1277 の他業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理
1278
1279

1280 【考え方・理由】

1281 法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項の全てが磁気デ
1282 ィスクをもって調製されていることは必須である。

1283 選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録シ
1284 ステムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。

1285 国保記号番号は住民票の記載事項となっていないが、住民票に記載してい
1286 る地方自治体も多い。米穀の配給については、運用上管理されていないため
1287 標準仕様書には不要。

1288 ※法定記載事項以外（印鑑等を含む。）については、火葬証明書の発行等の他
1289 業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理
1290

1291 ※法第7条（住民基本台帳の作成）にある住民票の記載事項

- 1292 ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 1293 ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する
1294 事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）

削除: が

削除: 住民基本台帳

削除: 整

削除: 団体

削除:。

削除: 住民基本台帳

-
- 1301 ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に
1302 関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
1303 ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する
1304 事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
1305 ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事
1306 項で政令で定めるもの（記号番号、種別、資格取得・喪失年月日）
1307 ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格
1308 に関する事項で政令で定めるもの（開始月・喪失月）
1309
1310

削除、

削除、

1313 No. 35 (他業務連携/番号連携)

1314 【標準仕様書案】

1315 出生や職権記載等で個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネットを
1316 通じ、個人番号とすべき番号の生成要求を行い、生成された個人番号を取り
1317 込み住民票に記載できること。

1318
1319 番号法における情報ネットワークと接続する中間サーバの副本情報を更
1320 新するための「地方自治体内統合宛名システム」(地方自治体固有の宛名シ
1321 ステムのことではない。)に対して、地方自治体内統合宛名システムで使用
1322 する情報が送信できること。

1323 データ標準レイアウトの法第7条第4号に規定される特定個人情報が送
1324 信できること。

1325
1326 (住民基本台帳システムではなく、地方自治体内統合宛名システムの機能
1327 であるため削除)

1328
1329

1330 【考え方・理由】

1331 番号法では、個人番号の生成要求と住民票への記載、データ標準レイアウト
1332 による特定個人情報の提供が義務付けられている。また、地方自治体内統
1333 合宛名システムで使用する宛名情報の送信も必要

1334 なお、番号法の「地方自治体内統合宛名システム」で付番された「地方自
1335 治体内統合宛名番号」を取り込める機能については、多くの地方自治体にお
1336 いて、住民記録含む業務システムの宛番号⇒地方自治体内統合宛番号の
1337 変換は、「地方自治体内統合宛名システム」が行っており、住民記録システ
1338 ムへの取り込みのニーズは高くないため、不要

1339
1340 中核市市長会ひな形を踏襲+補足

1341
1342

- 削除: 附
- 削除: の
- 削除: 団体
- 削除: 団体
- 削除: 宛名
- 削除: として宛名の情報が送信できること
- 削除: また、番号法の「団体内統合宛名システム」で付番された「団体内統合宛名番号」を取り込めること。
- 削除: 住民基本台帳
- 削除: 七
- 削除: 四
- 削除: 番号法別表2 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二)に定める副本データ (特定個人情報ファイル) が中間サーバに登録 (副本コピー) できること。
- 削除: 団体
- 削除: 団体
- 削除: 。
- 削除: 。
- 削除: 踏襲
- 削除: 。

1365 **№． 36（他業務連携／入管庁通知自動更新）**

1366 **【標準仕様書案】**

1367 出入国在留管理庁（入管庁）からの在留資格等情報（特別永住者を除く）
1368 が自動更新（一括自動処理）されること。

1369 自動更新された場合、項目毎に変更前と変更後の内容を記載したリスト
1370 （処理結果リスト）が一覧表として作成・出力できること。

1371

1372 **【考え方・理由】**

1373 №． 144、№． 144-2と統合

1374

1375

1376 No. 37 (他業務連携/宛名連携)

1377 【標準仕様書案】

1378 他システムに対し、個人番号を含む住民記録データが連携（提供）できる
1379 こと。文字情報は文字要件で指定した変換テーブルをもとに、変換後の文字
1380 で提供できること。

1381 また、当該データは、全件と異動差分のどちらにも対応できること。異動
1382 差分の提供タイミングは、リアルタイム（同期連携又は即時に反映する非同
1383 期連携をいう。）及び準リアルタイム（即時ではないが10分以内おきに行
1384 う非同期連携をいう。）の2つの機能を備え、自治体がタイミングを選択で
1385 きること。

- 削除: また、
- 削除: 、
- 削除: 、日次
- 削除: に対応できること

1387 【考え方・理由】

1388 中核市市長会ひな形を踏襲
1389 地方自治体内統合宛名システムだけでなく、他業務連携も想定した機能
1390 全件データを連携する目的としては、

- 1391 ・業務システム更改時のテスト及びセットアップ用データ
- 1392 ・業務システムの運用開始後に住記システムとの整合性確認をおこなう
- 1393 ためのデータ（中核市市長会構成地方自治体の一部では1年に一度程度、業
- 1394 務システム側でおこなうことが一般的）

1395 などを想定
1396 リアルタイム、準リアルタイムの実装方法は、SOAP 通信によるもの、共通
1397 基盤システムの住民基本台帳テーブル更新によるものが考えられる。

- 削除: 踏襲
- 削除: 。
- 削除: 団体
- 削除: 。
- 削除: 団体

1398 異動差分データについては、日々の業務連携に用いることを想定。
1399 住民記録データの全件をリアルタイムで実施する必要はない。また、全て
1400 のタイミングで実施する機能を組み込むためには相当な改修が必要となる
1401 ため、いずれかに対応とする。ただし、日次のみ機能ではサービスとして
1402 不十分なため、リアルタイムか準リアルタイムのいずれかの機能は必ず搭載
1403 することとする。

- 削除: 。

1404 なお、全件データを連携する他システムに関しては、原則的に本仕様書で
1405 規定するセキュリティ上の措置・機能等が踏襲されることが必要と考える。

1406 連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連
1407 携標準検討会等とも連携して別途検討することとしており、連携先とその都
1408

- 削除: 踏襲

1421 度協議する必要があるようにしていく。

1422

1423

1424 N o . 3 8 (他業務連携／戸籍システム (附票))

1425 【標準仕様書案】

1426 管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報が附票に連携できること。
1427 と。

1428 ※管内本籍人の住所異動（転居等）時に、管外本籍人と同様、住基ネット
1429 を通じて附票と連携している地方自治体と、管外本籍人と異なり、住民基本
1430 台帳ネットワークを介さずに住民記録システムと戸籍の附票を直接連携さ
1431 せる団体があります。分科会においては結論が出なかったため、いったん、
1432 管内本籍人の住所異動（転居等）時も、管外本籍人と同様、住民基本台帳ネ
1433 ットワークを通じて附票と連携させれば良いとして、本機能を不要としてい
1434 ます。構成員・準構成員におかれましては、この取扱いで差支えがある場合
1435 は、具体的な理由とともに備考欄にご記入ください。

1436

1437 【考え方・理由】

1438 中核市市長会ひな形を踏襲＋補完（戸籍システム側の異動処理時に、管内
1439 住所人情報を参照・引用できる住民票参照情報の提供を追加）。住基ネット
1440 へ直接連携している地方自治体と、市町村CSを介して連携している地方自
1441 治体があるため、地方自治体B_230 のようにデータを附票システムにどう
1442 取り込むかまでは住民記録システムで決める必要は無く、システム上通知が
1443 送れる機能だけあれば十分なので、標準案には不要。

1444

1445 ※自治体B_48 や 236 のような裁判員制度関係の機能については、火葬証明
1446 書の発行等の他業務関係の整理（N o . E）の中で、別途整理

1447

削除: 民

削除: 本台帳

削除: ワーク

削除: 団体

削除: 踏襲

削除: 民

削除: 本台帳

削除: ワーク

削除: 団体

削除: 団体

削除: 。

1459

1460

1461

1462

1463

1464

1465

抑止設定

1466

1467

1468

1469

1470 N o . 3 9 (抑 止 設 定 / メ モ 機 能)

1471 【 標 準 仕 様 書 案 】

1472 個人を単位としたメモ入力が可能で、処理注意の設定及び解除が可能であ
1473 ること。また支援措置対象者はその旨がわかること。
1474 抑止の開始日と終了日を登録管理できること。

1475 ~~当該個人又は世帯について照会、異動処理、証明書発行を行う際には、ア~~
1476 ~~ラート表示がされること。~~

1477 ※ エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理
1478

1479 【 考 え 方 ・ 理 由 】

1480 中核市市長会ひな形に付記 (一覧表は E U C 対応)

1481 付箋貼付は画面実装に係る部分なので不要

1482 ※ 中核市市長会ひな形「当該個人又は世帯について照会、異動処理、証
1483 明書発行を行う際には、アラート表示がされること。」は、エラー・アラ
1484 ト項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理
1485
1486
1487

削除: (付箋貼付)

削除: を踏襲

削除: 付加

削除: 。

削除: 。

1493 N o . 4 0 ・ 4 1 (抑止設定 / 異動 ・ 発行抑止)

1494 【標準仕様書案】

1495 異動入力や証明書発行などの処理ごとに、個人単位及び世帯単位で、抑止
1496 (処理不可、警告メッセージは表示されるが処理可、処理可 (抑止なし))
1497 の開始日設定と終了日設定が可能であること。

1498 抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。また、
1499 抑止の一時解除については、解除できる権限を個別に設定できること。

1500 なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。
1501 ~~当該個人について照会、異動処理、証明書発行を行う際、アラート表示が~~
1502 ~~されること。~~

1503 ※ エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理
1504 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及び住基ネ
1505 ット C S に対しても自動連携されること。
1506

1507 【考え方・理由】

1508 中核市市長会ひな形を踏襲 (一覧表は E U C 対応)
1509 分科会の議論の結果、抑止設定及び解除については、個人単位、世帯単位
1510 両方に対応できることとし、自治体を選べるようにすることとした。

1511 ※自治体構成員におかれましては、個人単位、世帯単位両方に対応できる
1512 必要がある理由を具体的に備考欄にご記入ください。

1513 異動・発行抑止については、個別に書き込むのではなく、まとめて整理す
1514 る。

1515 また、抑止解除の権限について、ここで記載するか、権限として共通機能
1516 において記載するかは今後検討

1517 ※中核市市長会ひな形 40・41「当該個人について照会、異動処理、証明書
1518 発行を行う際、アラート表示がされること。」は、エラー・アラート項目の
1519 整理 (N o . C) の中で、別途整理
1520
1521
1522

削除: 個人単位及び世帯単位のいずれでも異動入力及び証明書発行を不可とする抑止設定及び解除が可能でき、それを自治体を選択できるであること。また、抑止解除については、解除できる権限を個別に設定できること。…

削除: 踏襲
削除: 。

削除: 。

1531 N o . 4 2 (抑止設定／他システム連携)

1532 【標準仕様書案】

1533 ※ 5 論点該当

1534
1535 抑止設定及び解除について他システムと連携できること。

削除: および

1536

1537 【考え方・理由】

1538 ※ 5 論点該当

1539
1540 中核市市長会ひな形を踏襲 (一覧表はEUC対応)

削除: 踏襲

1541

削除: 。

1545 N o . 4 3 (抑止設定／事由管理)

1546 【標準仕様書案】

1547 抑止設定の~~処理~~を管理できること。~~その際、事由毎に備考等が入力できる~~
1548 ~~こと。~~

削除: 事由

1549 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

1550

1551 【考え方・理由】

1552 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~
1553 ~~地方~~自治体A_52「官公署等が発行する写真付本人確認書類 (個人番号カ
1554 ード・在留カード・運転免許証・旅券等)・各種保険証等、何れの方法により
1555 本人確認を行ったかが管理できること」については、標準システムの機能と
1556 しては不要。必要があれば紙で対応、

削除: 踏襲

削除: 。

1557 ~~地方~~自治体A_75-77の準世帯主については、国保上の概念であるため、住
1558 民記録システム標準仕様書では不要、

削除: 。

削除: 。

1559

1560 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

1561

1562 ※ 他システム連携に関しては、~~地方~~自治体システムデータ連携標準検討
1563 会と連携して検討

1564

1570 N o . 4 4 (抑止設定／備考出力)

1571 **【標準仕様書案】**

1572 ※N o . 2 1 参照

1573

1574 **【考え方・理由】**

1575 ※N o . 2 1 参照

1576

1577 No. 45 (抑止設定／消除対象者記載)

1578 【標準仕様書案】

1579 世帯確認画面等において、(転出や死亡等で) 消除された世帯構成員も画
1580 面表示できること。

1581

1582 【考え方・理由】

1583 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

1584

1585 消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があるため、抑止対象とする必要がある。

1586

1587

1588

削除: 踏襲

削除:

1591

1592

1593

1594

1595

1596

1597

1598

1599

1600

1601

本人通知制度

1602 No. 46 (本人通知制度／登録管理)

1603 【標準仕様書案】

1604 「本人通知制度」の申出内容について、登録・管理できること。(オプション)

1605
1606 また、登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせが出力できること。

1607
1608 対象の証明書は、窓口で交付した「住民票写し」と「住民票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付請求者（本人／代理人／第三者）の記録（登録）ができること。また、証明書発行後に修正（交付請求者の選択誤りを修正）ができること。

1609
1610
1611 本人通知制度システム導入時の機能として、本人通知制度対象者と交付記録の一括登録ができること。

1614

1615 【考え方・理由】

1616 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当

1617 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲（一覧表はEUC対応）

1618 ※ 本標準仕様書は実装する機能も実装しない機能も確定させるものであるが、「オプション」という記載は、当該機能を実装するかしないか選択することを明示的に容認することを意味する。

1621

1622

- 削除。
- 削除: 踏襲
- 削除。

1626 **№. 47 (本人通知制度／画面表示)**

1627 **【標準仕様書案】**

1628 「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確
1629 認できること。(オプション)

1630

1631 **【考え方・理由】**

1632 「本人通知制度」は地方自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当

1633 ※ 記載は、中核市市長会ひな形を踏襲 (一覧表はEUC対応)

1634

削除。

削除: 踏襲

削除。

1638 No. 48 (本人通知制度／画面表示)

1639 【標準仕様書案】

1640 証明書発行履歴をもとに本人~~あて又は申請者宛~~の~~住民票の写し等~~交付通
1641 知書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプシ
1642 ョン）

1643 なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、~~「本人通~~
1644 ~~知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」~~、「事前登
1645 録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」
1646 が選択可能であること。（オプション）

1647
1648 【考え方・理由】

1649 「本人通知制度」は~~地方~~自治体間で実施形態が異なる。オプションが妥当。

1650 ※ 記載は、中核市市長会ひな形に~~付記~~

1651 ~~※ 本標準仕様書は実装する機能も実装しない機能も確定させるものであ~~
1652 ~~るが、「オプション」という記載は、当該機能を実装するかしらないか選~~
1653 ~~択することを明示的に容認することを意味する。~~

1654
1655
1656

削除: 宛

削除: .

削除: 付加

削除: 。

1662

1663

1664

1665

1666

1667

1668

1669

証明発行

1670

1671

1672

1673

1674 No. 49 (証明発行/全部一部選択)

1675 【標準仕様書案】

1676 住民票の写し等の証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員に
1677 ついて選択できること。また、形式の指定(世帯員連記式・個人票、履歴の
1678 有無)、省略の指定(世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番
1679 号)ができ、デフォルトは(特別の請求がある場合を除き)省略すること
1680 となっていること。外国人の場合は、国籍・地域、30条の45に規定する区
1681 分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称記載削除事項
1682 の省略も指定できること。

削除: (申請者からの求めが無い限り省略)

1683 世帯全員分を選択した場合は、証明書に「この写しは、世帯全員の住民票
1684 の原本と相違ないことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。
1685 一部の世帯員を選択した場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ない
1686 ことを証明する。」、電子公印、認証番号を出力すること。

削除: 自治体システム等標準化検討会が定める

1687 なお、住民票の写しの様式については、別添の標準様式とすること。
1688 証明書等が複葉にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されるこ
1689 と
1690 (マスタ管理から移動)

1693 【考え方・理由】

1694 中核市市長会ひな形に付記
1695 一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくない申出があった場
1696 合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住
1697 民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別がなく、世帯全員である旨を認
1698 証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の
1699 原票と相違ない……」という認証文は維持する。

削除: 付加

削除: 。

1700 認証文の位置については、令第15条に「当該住民票の写しの末尾に原本
1701 と相違ない旨を記載しなければならない」と明記されているため、最終ペー
1702 ジのみに印字されることとした。

1704 ※ 住民票の写しの発行については、住民票(原票)が個人票として調製さ
1705 れていることを前提としている。

削除: 整

削除: 住民基本台帳

1706 法第6条(住民基本台帳の作成)第1項において、「市町村長は、個人

削除:

1714 を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しな
1715 なければならない。”とある。(第2項では、“市町村長は、適当であると
1716 認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とする
1717 ことができる”とある。) よって、適当であると認めるとき以外は、個
1718 人票がベースといえる。

1719 なお、様式は準ずるのではなく、定められたものに従うこととするこ
1720 とで、標準仕様書を採用するシステムはすべて同じ様式となる。

1721
1722 ※ 住民票の写しの証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外について
1723 は、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。

1724

削除: 内

削除: 住民基本台帳

1727 **№. 50 (証明発行/項目選択)**

1728 **【標準仕様書案】**

1729 ※ №. 49 参照

1730

1731 **【考え方・理由】**

1732 ※ №. 49 参照

1733

1734

1735 No. 51 (証明発行/世帯員並び順変更)

削除: 項目選択

1736 【標準仕様書案】

1737 世帯員連記式の住民票の写しについては、世帯員の並び順を任意に設定で
1738 き、設定情報については、保持されること。

1739 なお、本写しに記載する初期値としての順番は、あらかじめ設定した続柄
1740 による並び順ルールによって自動設定されること。

1741

1742 【考え方・理由】

1743 中核市市長会ひな形を踏襲

1744 なお、地方自治体A_286のような世帯主・続柄欄を空欄で発行できるとの
1745 機能については、イレギュラーリストの中で整理、

1746

削除: 踏襲

削除:。

削除:。

1751 No. 52 (証明発行/転出予定)

1752 【標準仕様書案】

1753 転出予定日又は転出確定日のいずれか早い日で除票とすること。
1754 除票となるまでは、残存世帯員とともに続柄も管理しながら出力できるこ
1755 と。

削除: 住民として

1756

1757 【考え方・理由】

1758 中核市市長会ひな形に付記
1759 転出予定日前日までは住民であるため、除票ではなく通常の住民票として
1760 出力する必要がある。

削除: 付加

削除: 。

削除: ことが想定される

1761

1762

1763

削除: 単に除票でないだけでなく、世帯の一部転出者が世帯主である場合、世帯主名、世帯主からの続柄も転出前の状態で出力する。 . . .
実際、宛名システムでは実務上転出予定であっても、転出と同様の処理を行っている場合がある。宛名システムでは住民が転出した場合、マスター制御が住民基本台帳から住登外に移す必要がある。住民基本台帳システムでは、転出予定日をもって除票扱いとするが、宛名システムに対する異動データが作成されないため、宛名システムではマスター制御が住民基本台帳から住登外に移すトリガーがない。そこで転出予定であってもマスター制御を住民基本台帳から住登外に移す運用とすることで、転出処理のタイミングで処理を行うことができる。...

1782 N o . 5 3、5 5 (証明発行／除かれた住民票の写し)

1783 【標準仕様書案】

1784 除かれた住民票の写し(除票の写し)を標準様式で発行できること。
1785 また、当該住民票の除票であることが明示され、発行できること。
1786 ~~(改製原住民票(原票)には、備考欄に改製理由が記載されること。)~~

1787 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理(N o . D)

1789 【考え方・理由】

1790 中核市市長会ひな形 53 の「世帯員連記式又は個人票の……」は、世帯票
1791 管理を法が容認しているため、限定した書きぶりは削除

1792 除票者と住民である世帯員を世帯票に記載できるかについては、要領(第
1793 2-6-1(1))による。

1794 除票の様式及び規格については、特に法定されていないので、市町村にお
1795 いて、事務処理の合理化の観点から適当なものとすること。ただし、当該住
1796 民票の除票であることを明示すること。法第 15 条の 2 第 2 項の規定により
1797 除票を磁気ディスクをもって調製する市町村における当該除票の仕様及び
1798 当該磁気ディスクの規格についても、市町村において、事務処理の合理化の
1799 観点から適当なものとすること。

1800 また、改製原という用語は戸籍用語で、紙管理しているものなので、住基
1801 上は「除票」という用語に統一し、N o . 5 3 と N o . 5 5 を統合した。

削除: 改製原住民票

削除: 自個人票の様式治体システム等標準化検討会が定める…

削除: 改製原改製原除票である旨が表記されること。除かれた住民票の写し(除票の写し)については、

削除: 除票である旨が表記

削除: て

削除: 。

削除: .

事務処理

削除: イ 住民票の消除に当たっては、該当部分に朱線を引き、又は見やすい場所に「除票」の印を押す等住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された文字がなお明らかに読むことができるような方法により行うこと。
ウ 法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製された住民票の消除は、住民票を消除したことが明確であり、かつ、消除された記録がなお明らかとなるような方法により行うこと。

1825 **№. 54 (証明発行/性別選択)**

1826 **【標準仕様書案】**

1827 住民票記載事項証明書について、性別の記載有無を任意選択できること。

1828

1829 **【考え方・理由】**

1830 中核市市長会ひな形を踏襲

1831

1832

削除: 踏襲

削除: . .

住民票の写しではなく、住民票記載事項証明書（住民票記載事項の一部を証明する性質）であることから。性別記載の有無選択も妥当。…

1838 N o . 5 6 (証明発行／住民票記載事項証明書)

1839 【標準仕様書案】

1840 住民票記載事項証明書は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択でき
1841 ること。

1842 また、以下の事項については、法第12条、第12条の2及び第12条の
1843 3のそれぞれの請求等に応じて、証明することが認められた範囲内で住民票
1844 記載事項証明書として発行ができること。

1845 なお、氏名、出生の年月日及び住所については必ず表記すること。ただし、
1846 性別については、N o . 5 4のとおり、記載は任意とすること。

- 1847 ・氏名
- 1848 ・出生の年月日
- 1849 ・男女の別
- 1850 ・住民となった年月日
- 1851 ・住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者につい
1852 ては、その住所を定めた年月日
- 1853 ・新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定め
1854 た旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その
1855 年月日）及び従前の住所
- 1856 ・個人番号
- 1857 ・世帯主名
- 1858 ・続柄
- 1859 ・本籍（都道府県名のみ出力選択もできること）
- 1860 ・筆頭者
- 1861 ・国籍地域
- 1862 ・在留カード等の番号
- 1863 ・住基法第30条45規定区分
- 1864 ・在留資格
- 1865 ・在留期間
- 1866 ・在留期間の満了の日
- 1867 ・通称の記載と削除に関する事項
- 1868 ・住民票コード
- 1869 ・通称
- 1870 ・旧氏
- 1871

削除: 住民基本台帳

削除: 十二

削除: 十二

削除: 二、

削除: 十二

削除: 三

削除: 交付請求

削除: 、

1880 **【考え方・理由】**

1881 法に基づく住民票記載事項証明書の発行に対応する。
1882 都道府県名のみを記載した本籍を証明することについては、実例上容認し
1883 たものがあり、ニーズに応じて都道府県名のみを出力する機能を実装
1884 ※地方自治体B_170のような、労働基準法第 111 条代用証明を発行できる
1885 ことといった機能については、火葬証明書の発行等の他業務関係の整理
1886 (No. E)の中で、別途整理

削除: 住民基本台帳

削除: 本籍は

削除: しても制度的に差し支えなく

削除: があるため

削除: 。

1895 No. 57 (証明発行／転出証明書)

1896 【標準仕様書案】

1897 転出証明書が発行できること。また、転出証明書の紛失等により、転出予
1898 定日を経過していない者から再交付の申出があった場合は、再発行ができ、
1899 発行された証明書には再交付と明記されること。

1900 また、転出日から14日を経過して転出届がなされた場合は、自動で「転
1901 出証明書に準ずる証明書」が発行されること。「転出証明書に準ずる証明書」
1902 の紛失等により、転出予定日を経過した者から再交付の申出があった場合は、
1903 再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記されること。

1907 【考え方・理由】

1908 中核市市長会ひな形を補完（業務上必要である「通称の記載及び削除に関
1909 する事項」の発行を追加等）。

1911 紛失等により転出証明書を再交付する場合は、当初交付された転出証明書
1912 と区別するため、「再交付」と明記して交付する。また、転出をした日から
1913 14日を経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書
1914 の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明
1915 書に準ずる証明書又は住民票の除票の写しを交付するが、これらを紛失等し
1916 再交付する場合にも「再交付」と明記する。

1917 なお、「再発行」はシステムから出力すること、「再交付」は届出者に渡す
1918 こととして区別して用いている。

1919

1920

- 削除: 「
- 削除: 」
- 削除: 転出届出日に
- 削除: 既に
- 削除: が
- 削除: いる
- 削除: 外国人住民は、転出証明書又は「転出証明書に準ずる証明書」と併せて「通称の記載及び削除に関する事項」が発行できること。 .
- 削除: 転出証明書は虚偽の住民登録を防止するため、1回のみが発行が適当である。ただし、
- 削除: 発行
- 削除: 必要もあるため、通常の
- 削除: 転出予定日を経過していない者から再交付の申出があった場合は…
- 削除: 発行
- 削除: 、転出届出日に
- 削除: 既に
- 削除: が
- 削除: ている場合は、
- 削除: 「
- 削除: 」
- 削除: とし
- 削除: 「転出証明書に準ずる証明書」
- 削除: た
- 削除: は「転出証明書に準ずる証明書」
- 削除: 発行
- 削除: もの。
- 削除: .

1950 No. 58 (証明発行/住民票コード通知)

1951 【標準仕様書案】

1952 住民票コード通知票（新規・変更・修正）が発行できること。

1953

1954 【考え方・理由】

1955 中核市市長会ひな形を踏襲

1956 なお、No. 132 との関係について、中核市市長会に確認した上で整理する。

1957 住民票コードを記載・変更・修正した際には住民票コード通知票（新規・

1958 変更・修正）の発行が必要

1959

1960

削除: 踏襲

削除:。

削除:。

1964 No. 59 (証明発行/様式選択)

1965 **【標準仕様書案】**

1966 ※ No. 49 参照

1967

1968 **【考え方・理由】**

1969 ※ No. 49 参照

1970

1971

1972 No. 60 (証明発行/特例転入を利用した転出)

削除: 特例転出

1973 【標準仕様書案】

1974 任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。

1975

1976 【考え方・理由】

1977 本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付する事務
1978 を実行することは合理的な事務処理といえないが、転入先地方自治体のシス
1979 テム障害が発生しマイナンバーカードが使用できない場合等への対応を踏
1980 まえ、予備的に、特定転入の場合においても転出証明書が発行できるよう、
1981 当該機能を実装することも妥当であると判断した。

削除: 制度上、特例転入者に転出証明書を発行することは予定していないため、不要転入先がはっきりせず、…

削除: が時間外や休日窓口開設の場合や、転入届出前に個人番号カードを亡失した方の対応としてのニーズがあるので、状況に応じて…

削除: する

削除: が必要

1993 No. 61 (証明発行/異常時窓口運用)

1994 【標準仕様書案】

1995 システム障害の発生により、通常の利用環境が使用できない状況において、前
1996 営業日～障害発生時点での証明書が発行できること。

1997 システム障害復旧後、証明書の交付履歴が通常の利用環境へデータ移行できる
1998 こと。

2000 【考え方・理由】

2001 中核市市長会ひな形を踏襲
2002 障害発生時に備え、クラウド環境か縮退サーバのいずれかを選択し、環境
2003 を構築した場合、小規模の縮退サーバを使用の方がコストがかからないと
2004 いう意見が出たため、手段は問わず、「前営業日～障害発生時点での証明書
2005 が発行できること」の記載を維持

2006
2007 ※ 本要件については、地方自治体規模によっては縮退運転の設備投資が
2008 必要になり対応困難との意見が準構成員から出されたところであり、
2009 地方自治体規模に応じてどのような要件を設定すべきか、非機能要件
2010 にて議論

削除: 踏襲

削除:。

削除: 団体

削除: 団体

2016 N o . 6 2 (証 明 発 行 / 就 学 通 知)

2017 【標準仕様書案】

2018 日本人・外国人で、学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、就学通知
2019 ~~(転 入 学 通 知) ・ 区 域 外 転 出 通 知 (転 退 学 通 知) が 出 力 で き る こ と 。~~

2020 ※ 火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整
2021 理

2022

2023 【考え方・理由】

2024 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~。

2025

2026 ※ 火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整
2027 理

2028

2029

削除: 踏襲

2031

2032

2033

2034

2035

2036

2037

2038

2039

異動共通

2040 No. 62-2 (異動共通/異動事由等)

2041 【標準仕様書案】

2042 異動事由は、以下のとおり区分すること。

2043 転入

2044 出生

2045 職権記載

2046 帰化 (増)

2047 国籍取得 (増)

2048 転出取消

2049 職権回復

2050 在留資格変更による届出

2051 国籍喪失 (増)

2052 出入国在留管理庁通知職権回復

2053 転出

2054 死亡

2055 職権消除

2056 失踪宣告

2057 国籍喪失 (減)

2058 出入国在留管理庁通知職権消除

2059 帰化 (減)

2060 国籍取得 (減)

2061 転居

2062 世帯分離

2063 世帯合併

2064 世帯構成変更

2065 世帯主変更

2066 戸籍修正

2067 職権修正

2068 転入通知受理

2069 住民票改製

2070 出入国在留管理庁通知職権修正

2071 強制修正

2072 区間異動

2074 区間異動（除）

2075 通称届出

2076 個人番号変更

2077 個人番号修正

2078 個人番号訂正

2079 個人番号記載

2080 住居表示

2081 住民票コード変更

2082

2083 届出通知等は、以下のとおり区分すること。

2084

2085 届出

2086 通知

2087 職権

2088 申出

2089 特例

2090 記載

2091 軽微修正

2092

2093 全部一部は、以下のとおり区分すること。

2094

2095 全部

2096 一部

2097 全部・全部

2098 一部・全部

2099 全部・一部

2100 一部・一部

2101

2102 **【考え方・理由】**

2103 異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべき
2104 であることから、示すもの。

2105

2106

削除。

2108 N o . 6 3 (異動共通/届出日設定)

2109 【標準仕様書案】

2110 届出日は処理当日が初期表示設定されていること。
2111 また、変更が可能であること。
2112

2113 【考え方・理由】

2114 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~
2115 届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日で初期
2116 表示することとした。

2117 ※中核市市長会 63「未来日の入力があった場合又は存在しない日付又は現
2118 在の年号以外の入力は、アラート表示すること。」については、エラー・アラ
2119 ト項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2120 ※地方自治体A_61のような「未来日・実存しない日・現年号等以外を入力
2121 した場合は、エラーメッセージ表示等ができること。」についても、エラー・ア
2122 ラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

2123
2124

削除: 踏襲

削除。

削除、

2128 No. 64 (異動共通/異動日設定)

2129 【標準仕様書案】

2130 異動日は空欄とすること。

削除: 異動日届出日は処理当日で初期表示し、

2131
2132 生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、住民でなくなった
2133 年月日及び死亡日については、「年月日不詳」、「令和〇〇年 月日不詳」、「令
2134 和〇〇年〇月 日不詳」等、不詳日入力ができること。

削除: なお、他システム連携用として、みなし生年月日
日が作成できること。 .

2135
2136 【不詳日入力一覧】

- 2137 ・「令和〇〇年頃」
- 2138 ・「令和〇〇年〇月頃」
- 2139 ・「令和〇〇年〇月〇日頃」
- 2140 ・「推定令和〇〇年〇月〇日」
- 2141 ・「推定令和〇〇年〇月」
- 2142 ・「令和〇〇年春」
- 2143 ・「令和〇〇年〇月上旬」
- 2144 ・「令和〇〇年〇月上旬頃」
- 2145 ・「令和〇〇年〇月下旬頃」

削除: 〇日から令和〇〇年〇月〇日までの間

削除: ・「年月日不詳」 .

2146 【みなし生年月日一覧】

- 2147 ・「年月日不詳」
- 2148 ・「令和〇〇年月日不詳」
- 2149 ・「令和〇〇年〇〇月日不詳」

削除: 月日不詳

削除: 令和

削除: 〇日頃から令和〇〇年〇月〇日頃までの間

2150
2151 暦上日以外の年月日 (例: うるう年でない年における2月29日) の設定
2152 は許容しない。

2154 【考え方・理由】

2155 異動日は処理当日でないことが多いため、異動日は空欄とすることとした。
2156 また、不詳日の場合、他業務システム側でそれぞれの都合に応じて前寄せ・
2157 後寄せを判断する必要があることから (例: 保険系業務において、加入者有
2158 利となるよう後寄せする等)、住民記録システムとしては、みなし生年月日
2159 等は作成しない (「不詳」のまま、他システムと連携する。「不詳」をどのよ
2160 うにデータとして保持するかは別途検討する)。

削除: 中核市市長会ひな形を踏襲し、異動日を処理当
日とすることはしない。 .

届出日は処理当日と同じであることが多いが、

削除: 届出日は処理当日で初期表示し、

2174 なお、みなし生年月日作成の根拠やロジックの有無を準構成員、分科会参
2175 加地方自治体の他業務に確認する。

削除: 団体

2176 暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）につい
2177 ては、存在しない日付を許容すべきではないので、許容しない。仮に、うる
2178 う年でない年における2月29日が誕生日となっている場合等には、補正さ
2179 せ正しい日付として処理すべきである。

2180
2181 ※中核市市長会 64「転出以外の異動を未来日で入力又は異動前の住定日よ
2182 り遡る日付の場合、エラー表示すること。」については、エラー・アラート項目
2183 の整理（No. C）の中で、別途整理

2184 ※地方自治体A_63のような「未来日付の異動（転出を除く）、存在しない
2185 日付（閏年以外の2月29日）、異動前の住定日より遡る日等、疑義のある日付
2186 が入力された場合は、エラーメッセージ表示等、論理矛盾がチェックされるこ
2187 と。」についても、エラー・アラート項目の整理（No. C）の中で、別途整理

削除:

2188
2189
2190

2193 N o . 6 5 (異動共通／本籍入力補助)

2194 【標準仕様書案】

2195 本籍地については、直接入力のほか、登録済みの「現住所」、「前住所」、
2196 「世帯主の本籍」及び「世帯員の本籍」が候補として選択できること。
2197 また、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。
2198 帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・筆
2199 頭者を引用し、一括して修正できること。

2200
2201 再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場
2202 合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにする。

2205 【考え方・理由】

2206 中核市市長会ひな形に付記
2207 なお、N o . 1 8 との統合については今後検討

2208
2209 本籍・筆頭者は修正する場合、同じ本籍であれば必ず同じ修正をするため、
2210 その入力を省力化するもの。

- 削除: 他
- 削除: 入力された
- 削除: 新
- 削除: 旧
- 削除: 、

- 削除: 付加
- 削除: 。
- 削除: 。
- 削除: 。

2222 No. 66 (異動共通/方書入力補助)

2223 【標準仕様書案】

2224 入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。

2225

2226 【考え方・理由】

2227 中核市市長会ひな形を踏襲。

2228 なお、地方自治体D_29、地方自治体J_3のような、方書から住所地番を

2229 候補として選択できる機能については不要

2230 また、方書を管理する機能については、No. 19に記載

2231

削除: 踏襲

削除:。

削除: 66

削除:。

2236 No. 67 (異動共通/入力確認・修正)

2237 【標準仕様書案】

2238 更新前(仮登録状態)には、入力確認票が出力でき、入力内容を修正でき
2239 ること。

2241 【仮登録状態(システムに入力したが、審査・決裁に至っていない状態)】

- 2242 ・ 異動処理が確定されていない状態
- 2243 ・ 他課参照できることは不要
- 2244 ・ 地方自治体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。
- 2245 ・ 証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書
2246 コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書を発行できな
2247 いようにする(仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする)。

2250 【考え方・理由】

2251 中核市市長会ひな形を踏襲

2252 仮登録状態の証明書発行時に、従前の情報で発行しているとの意見が分科
2253 会構成地方自治体内でもあったため、仮登録状態においては、仮登録前のデ
2254 ータに基づく証明書を発行するようにする。

2255 なお、仮登録という機能がない地方自治体もあることから、中核市等以外
2256 の人口規模への本仕様書の拡張・縮退の検討の際には、本機能の要否につい
2257 て改めて検討する。

2258 なお、本機能が実装された場合も、その機能を用いるか用いないかは当該
2259 地方自治体の判断となる。

2260 仮登録の状態で閲覧簿の作成処理を不可にしたり、広域交付を発行停止に
2261 したりするという考え方もあり得るが、そういった機能はシステムの負担
2262 が大きいため、標準仕様書には含めない。

2263

- 削除。
- 削除: 可能。
- 削除: 団体
- 削除: 証明書発行時には、仮登録状態である旨をエラー対応する等し、注意喚起が必要(他業務連携できない状態なことから、証明書コンビニ交付は発行停止)。…
- 削除: の
- 削除: 踏襲
- 削除。
- 削除: 団体
- 削除: 団体

2276 No. 68 (異動共通/審査、決裁機能)

2277 【標準仕様書案】

2278 異動処理の仮登録及び本登録の機能が提供できること。
 2279 異動入力した内容は仮登録状態として、審査、決裁により本登録とする。
 2280 仮登録状態では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務（住
 2281 基ネット等）連携については、抑止されること。
 2282 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。
 2283 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者又は入力支所等を単位とし
 2284 た一部）ごとに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、
 2285 インフラ側の事情も併せて、件数に上限を掛けることができることとする。

- 削除: 該当者
- 削除: 該当者
- 削除: 毎

2287 【本登録（本登録状態）】

2288 ・異動処理が確定された状態、
 2289 ・確定情報となるため、地方自治体内統合宛名、証明書、他業務連携等に
 2290 反映される。

- 削除: 。
- 削除: 団体

2292 【考え方・理由】

2293 中核市市長会ひな形を踏襲
 2294
 2295 住民基本台帳の正確な記録の観点から、実際に住民基本台帳を更新する前
 2296 に仮登録ができる機能を実装する。これにより、住民基本台帳に職員の記載
 2297 ミス等による不適切な履歴の記載を防止する。また、住民記録システムは住
 2298 基ネット、情報提供ネットワークシステム、宛名システム等と情報連携を行
 2299 っているため、誤った記載情報がいったん流れてしまうと、場合により大き
 2300 な影響があるため、仮登録では他業務連携等には反映されないこととした。
 2301 履歴を残さず修正する機能を仕様に入れない場合には、この機能の実装は
 2302 必須。
 2303 また、審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比
 2304 較表示でき、異動届もイメージデータが画面に表示できる、決裁では、決裁
 2305 者の氏名や決裁日が登録管理できる等の機能をスピーディな審査・決裁のた
 2306 めに実装すべきという意見もあったが、これらの機能は画面の問題であるた
 2307 め、標準仕様書案には含めないこととする。

- 削除: 踏襲
- 削除: 。
- 削除: 記載
- 削除: より
- 削除: 基本台帳
- 削除: 民基本台帳
- 削除: ワークシステム住基ネット
- 削除: 。
- 削除: 。
- 削除: 。

2324
2325
2326
2327
2328

※ 仮登録の後、審査・決裁を経て本登録されることによって、誤謬処理を防ぐ（地方自治体間等における住民情報の不整合も排除する）ことができる。

削除: 団体

2330 No. 69 (異動共通／一括入力機能)

2331 【標準仕様書案】

2332 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
2333 適用することができること。

2334 異動日と届出日、備考は自動的に適用されること。

2335 現住所は直前に入力した別世帯の現住所から適用できること。なお、ログ
2336 オフした場合は適用しない。

2337 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏から
2338 適用できること。世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用できること。

2339 と。

2340 なお、日本人と外国人の区別がされていること。履歴データまで遡る必要
2341 はない。

2342 氏名、筆頭者、転入前の世帯主名、転出先の世帯主名及び世帯主が存在する
2343 場合の世帯主名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。

2344 なお、日本人と外国人の区別がされていること。履歴データまで遡る必要
2345 はない。

2346 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所は、直前に入力したデータから
2347 相互に適用できること。

2348 なお、履歴データまで遡る必要はない。

2349 旧氏併記の旧氏については、適用しない。

2350

2351 【考え方・理由】

2352 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも
2353 適用することができることにより、入力作業を省力化する。

2354

2355 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

2356

削除: 踏襲

削除:。

2359 No. 70 (異動共通/住民異動届受理通知)

2360 【標準仕様書案】

2361 届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力する
2362 ことができること。

2363 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した旨
2364 で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。

2365 異動処理日に限らず、後日でも発行できること。

2366
2367

2368 【考え方・理由】

2369 中核市市長会ひな形を踏襲
2370 要領 93 ページに沿って修正

2371 宛先は旧世帯主ではない法定代理人が届出者となっている場合も想定さ
2372 れ、そもそも異動者本人に通知することとされていること、15歳未満の場
2373 合は旧世帯主宛で送付していることから、異動前住所又は異動者本人に限定
2374 する。

2375 出力し忘れがあったときのために、異動処理日に限らず、後日でも発行で
2376 きることとする。

2377 地方自治体 B_203「直近の異動について異動者に届出内容を通知するため
2378 の通知書を発行できること」については、要領上は、疑義があった場合に通
2379 知を出すことが求められているものの、件数が少なく地方自治体のニーズが
2380 低いと思われるため不要。

2381 「住民異動届受理通知については、異動処理日に限らず、後日単独でも発
2382 行できること。」という要件については、上記のとおり要領上は、疑義があ
2383 った場合に通知を出すことのみが求められており、異動処理日以外に発行す
2384 るニーズがどの程度あるかは地方自治体の判断に委ねられる。件数はそれほ
2385 どないと思われるため、標準としては不要と整理。

2386
2387

削除: 届出者

削除: 世帯主未設定のケースが判別可能であること。
また世帯主が確定していない場合にはアラート表示が
されること。…

削除: 踏襲

削除:。

削除: 事務処理

削除: 事務処理

削除:。

削除: 事務処理

削除:。

2399 N o . 7 1 (異動共通/世帯主変更)

2400 【標準仕様書案】

2401 減異動時に世帯主未設定となった世帯について、世帯主変更依頼通知書と
2402 対象者リストが出力できること。また、職権で世帯主を定めた場合に、世帯
2403 主変更通知書を出力することができること。世帯主変更依頼通知書及び世帯
2404 主変更通知書については、どの世帯員あての通知書を発行するか選択できる
2405 こと。

削除: 宛

2407 【考え方・理由】

2408 世帯主死亡等により世帯主未設定となった場合における世帯主変更依頼
2409 の連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯
2410 主変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという
2411 方法の2つの運用方法がある。

削除: 時

2412 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の地方自治体
2413 から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務におい
2414 て、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可
2415 能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を
2416 採用する。

削除: 団体

2417 その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体からは、電話等の連絡手
2418 段を用いているとの意見もあったため、中核市等以外の人口規模への本仕様
2419 書の拡張・縮退の検討の際には、本機能の要否について改めて検討する。な
2420 お、本機能が実装された場合も、その機能を用いるか用いないかは当該地方
2421 自治体の判断となる。

削除: 団体

削除: 団体

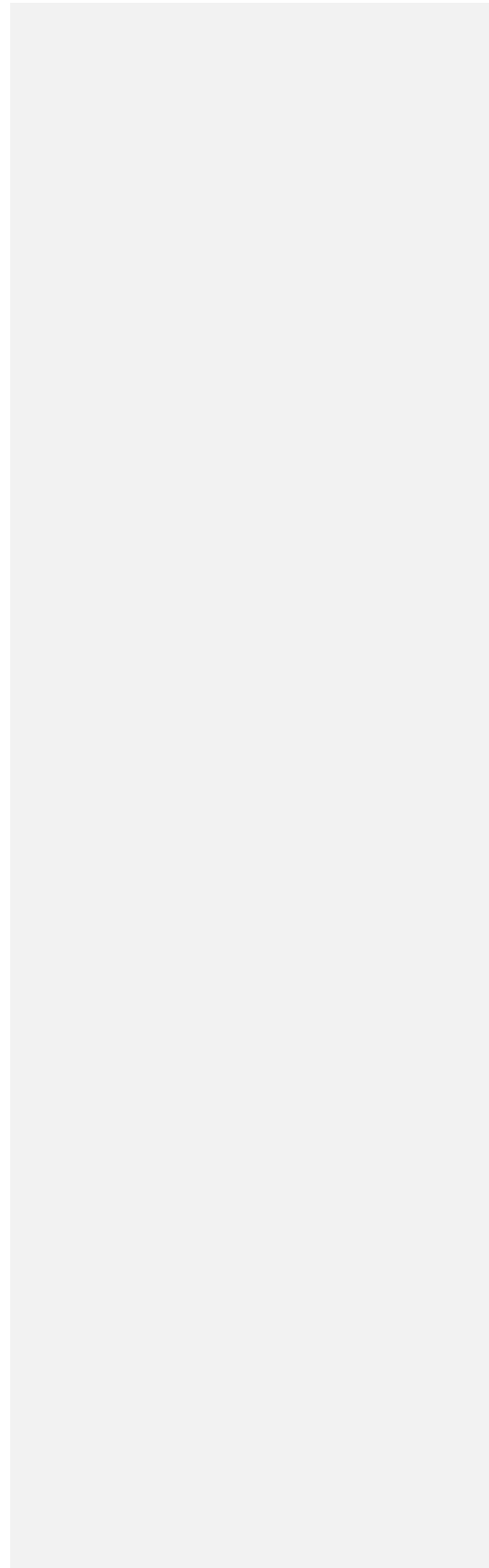
2422 通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、
2423 世帯主候補者となる者に通知しているとの意見もあったが、当該世帯の状況
2424 等に応じて判断できる必要があるため、一意的な順序を定めるのではなく、そ
2425 の都度選択できることを機能要件とした。

削除: 中核市市長会ひな形を踏襲。

2426 ※地方自治体A_212「除票・現住民の改製原について誤修正することのな
2427 いよう「コマンド別」等、予防措置が執られていること」のように、除票の
2428 修正・改ざん防止に関する項目は、除票の修正はほぼないものの制度上100%
2429 修正できないわけではないため、機能として完全に防止するのではなく、ア
2430 ラートとして、エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

削除: また、改製原という用語は戸籍用語で、紙管理しているものなので、住基上は「除票」という用語に統一。

2441



2442

2443

2444

2445

2446

2447

2448

2449

2450

転入

2451 No. 72 (転入/異動条件)

2452 【標準仕様書案】

2453 全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。
2454 一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入
2455 力ができること。
2456

2457 【考え方・理由】

2458 中核市市長会ひな形を踏襲
2459 なお、制度上、除票者のみの世帯へ転入することはできない。
2460

削除: 踏襲

削除:

2463 No. 73 (転入/転入者情報入力)

2464 【標準仕様書案】

2465 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。

2467 【入力項目】

2468 ・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称

2469 ・生年月日

2470 ・性別

2471 ・世帯主・世帯主との続柄

2472 ・本籍・筆頭者

2473 ・住民となった年月日

2474 ・住所・方書

2475 ・住定日

2476 ・届出年月日

2477 ・前住所（国外を含む）

2478 ・個人番号

2479 ・住民票コード

2480 ・外国人住民となった年月日

2481 ・国籍等

2482 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項

2483 ・通称の記載と削除に関する事項・事由

2484 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、
2485 在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。

2486 【考え方・理由】

2487 中核市市長会ひな形を補足

2488

2489

削除: 必須

削除: 性別 .

削除: .

移動 (挿入) [2]

削除: .

移動 (挿入) [3]

削除: .

削除: 本籍・筆頭者 .

上へ移動 [3]: ・住定日 .
・届出年月日 .

上へ移動 [2]: ・住民となった年月日 .

削除: 地域

削除: .
・個人番号 .
・住民票コード

削除: .

2505 No. 74 (転入/再転入者検索)

2506 【標準仕様書案】

2507 個人番号・住民票コード又は3情報(氏/名・性別・生年月日)内の組合せ
2508 によって、再転入者の検索ができること。

2509 再転入者として選択した者については、当該地方自治体が除票として持つ
2510 その者の転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。

2511 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。

2512
2513 ただし、特例転入の場合は、氏名を除き、住基ネット回線を介して受信し
2514 た転出証明書情報に含まれる情報が優先して初期表示されること。
2515

2516 【考え方・理由】

2517 中核市市長会ひな形を補足、
2518 再転入時に引き継ぐべき情報は、以前当該地方自治体において付番されて
2519 いた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者
2520 については宛名番号を検索し再利用している。

2521 再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名
2522 システムと連携する場合従前と同一人物であることが確認できる。また、地
2523 方自治体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と地方自治体内統合宛名
2524 番号、個人番号が紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は標準仕様
2525 書としては必須とする。

2527 当該地方自治体転出時の情報を再転入時にそのまま用いるとミスが起こ
2528 る可能性があるとの考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、
2529 画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上は初期表示の機
2530 能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報
2531 を初期表示させることとした。

2532 なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情
2533 報がより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信し
2534 た転出証明書の情報を優先して初期表示させることとした。ただし、氏名に
2535 ついては、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報が戸籍上の本来
2536 の文字とは限らないことから、当該地方自治体が除票として持つその者の氏
2537 名を優先することとした。

- 削除: 住民票コード
- 削除: .
- 削除: の場合
- 削除: 団体
- 削除: で

- 削除: 。
- 削除: 転出前
- 削除: の
- 削除: 、マイナンバー
- 削除: 、
- 削除: 住基
- 削除: で
- 削除: 団体
- 削除: 団体

- 削除: 団体

2553
2554
2555
2556
2557

※ 住民票コード又は3情報（氏名・性別・生年月日）による再転入者検索が最も業務に即すると判断した。

なお、地方自治体A_417のような、再転入者の一覧表作成・出力は、EUCにより対応し、そのための機能としては不要。

削除：・

削除：。

2560 **№. 75 (転入/印鑑登録 (即日))**

2561 **【標準仕様書案】**

2562 ~~印鑑業務処理画面に遷移し、登録後、印鑑確認票が出力されること。~~

2563 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2564 書に記載する機能としては不要 (なお、№. E 参照)

2565

2566 **【考え方・理由】**

2567 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2568 書に記載する機能としては不要 (なお、№. E 参照)

2569

2570

2571 **№. 76 (転入/特例転入)**

2572 **【標準仕様書案】**

2573 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基
2574 に転入の入力処理ができること。

2575 その際、入力したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

2576 個人番号カード・住基カード保有者における特例転入を利用した転出処理
2577 (特例転出)の届出日において、異動日が既に14日を経過している場合は、
2578 特例転入を利用した転出処理を不可にできる又はアラートメッセージ表示
2579 等により、その旨が分かること。

2580 ※制度上必要なので、アラートとして盛り込むが、エラー・アラート項目
2581 の整理 (№. C) の中で、別途整理

2582

2583 **【考え方・理由】**

2584 中核市市長会ひな形を補足。
2585 住民記録システムの改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、
2586 市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の
2587 取込みは任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持

2588
2589 ※ 中核市市長会 76「個人番号カード・住基カード保有者における特例転
2590 入を利用した転出処理 (特例転出) の届出日において、異動日が既に14
2591 日を経過している場合は、特例転入を利用した転出処理を不可にできる
2592 又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。」は、制度
2593 上必要なので、アラートとして盛り込むが、エラー・アラート項目の整理
2594 (№. C) の中で、別途整理

2595

2596

削除: 送られた

削除: の確認・修正・利用ができること

削除: 。

削除: 住基

削除: り

削除: り

削除: 。

2604 **№. 77 (転入/転入通知)**

2605 **【標準仕様書案】**

2606 転出後一定期間を経過しても転入通知がない場合、未着者の一覧を作成で
2607 きること。

2608

2609 **【考え方・理由】**

2610 制度上、転出した者について、転入予定地への転入の事実及び転入年月日
2611 を確認することまでは求められておらず、ニーズも特定できないため不要

2612

削除。

2614 No. 78 (転入/未届転入地入力)

2615 【標準仕様書案】

2616 未届の住所がある場合、当該住所地の入力ができること。その際、当該住
2617 所の末尾に「(未届)」と追加すること。

2619 【考え方・理由】

2620 中核市市長会ひな形を踏襲するが、送付先は、制度を踏まえて転入通知・
2621 戸籍附票通知ごとに整理

2622 CSを介して、未届地(前住所地)及び最終住民登録地(前々住所地)に
2623 転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍附票通知が送付されることになる
2624 が、当該内容については、No. 194において記載する。

2625 なお、最終登録住所地は従前の住所として管理される。

2626
2627

- 削除: 直近の住所で
- 削除: もの
- 削除: 未届の
- 削除: 等
- 削除: .
前
- 削除: を
- 削除: 踏襲
- 削除: 。
- 削除: 住民
- 削除: 当然
- 削除: べきである

2640 No. 80 (転入/世帯構成表示)

2641 【標準仕様書案】

2642 転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できる
2643 こと。

2644

2645 【考え方・理由】

2646 中核市市長会ひな形を踏襲
2647 転入の際、異動者だけでなく世帯構成員についても続柄を変更する必要がある
2648 場合について、一連の処理で処理できる機能を実装するもの

2649

2650 ※ 転入同時世帯構成変更に対応

2651

削除: 踏襲

削除:。

削除: 該当者

削除:。

削除:。

2657 No. 81 (転入/再転入者)

2658 【標準仕様書案】

2659 再転入者の次のいずれかの番号が同一の場合、同一宛名番号とすること。
2660 (住民票コード・個人番号・在留カード番号)

2661 再転入者の宛名番号は、同一の地方自治体内統合宛名番号とすること。

削除: 団体

2662

2663 【考え方・理由】

2664 中核市市長会ひな形を踏襲

2665 再転入者の宛名番号について、新規付番する運用と同一番号を使用する運
2666 用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治体の地方自
2667 治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そうであれば
2668 再転入時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分
2669 科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定め
2670 ることとした。

削除: 踏襲

削除: 。

削除: 団体

2671 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題
2672 ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。

2673 削除: <#>団体内統合宛名で対応可能であり、本機能
2674 を利用せずに対応している自治体もあることから、
住民記録システム標準仕様書に記載する機能として
は不要。

2683 No. 81-2 (転入/法第30条の46転入)

削除: 住民基本台帳

削除:

2684 【標準仕様書案】

2685 中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定
2686 めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民
2687 のみ）。

2688 なお、従前の住所については空欄として登録できること。

2689

2690 【考え方・理由】

2691 制度上、必要なものであるため追加

削除:。

2692

2693

2697 No. 81-3 (転入/法第30条の47転入)

削除: 住民基本台帳

削除:

2698 【標準仕様書案】

2699 住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在
2700 許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること
2701 (外国人住民のみ)。

2702 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
2703

2704 【考え方・理由】

2705 ※ 制度上、必要なものであるため追加
2706
2707

削除:。

2711

2712

2713

2714

2715

2716

2717

2718

2719

転出

2720 No. 82 (転出/異動条件)

2721 【標準仕様書案】

2722 全部・一部を選択 (対象者の選択から全部・一部を自動判断することを含む) し、異動日及び届出日を入力できること。

2724 異動日は未来日を設定できること。

2725 一部の場合は対象者を選択できること。

2726

2727 【考え方・理由】

2728 中核市市長会ひな形を一部踏襲。ただし、中核市市長会ひな形の、その際、
2729 対象者のうち個人番号カード・住基カード保有者が存在する場合、「特例転
2730 入を利用した転出」への切替えが可能であることとの機能については、特例
2731 転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入り口(メニュー
2732 やポータル)から分かれているのが一般的であり、通常の業務フローであ
2733 れば、最初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会におけ
2734 る議論の結果、手続途中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必
2735 要はないと判断した。

2736 なお、特例転入を利用した転出に対応していることとの機能については、
2737 No. 83 参照。

2738

2739 ※中核市市長会 82「メッセージを表示するとともに」は、エラー・アラート
2740 項目の整理 (No. C) の中で、別途整理

2741

2742

削除: その際、対象者のうち個人番号カード・住基カード保有者が存在する場合、メッセージを表示するとともに「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。

削除: 踏襲

削除: .

削除: 。

2750 No. 83 (転出/転出先入力)

2751 【標準仕様書案】

2752 転出先の情報が入力でき、市区町村だけの入力にも対応できること。

2753 また、海外転出の際には、国名が入力できること。

2754 転出先住所については、転出届の記載を踏まえた上、標準的な全国住所辞
2755 書 (J-LIS の「全国町・字ファイル」など) に基づく入力ができること。ま
2756 た、直接入力も可能なこと。

2757

2758 【考え方・理由】

2759 中核市市長会ひな形を補足、
2760 予定転出の場合、市区町村だけの届出が可能

2761

2762 中核市市長会 83 では、「転出先住所については異動届通りに入力すること
2763 ができること」とされているが、全国住所辞書に基づく入力ができる方が誤
2764 りがなく、かつ便利であるため、そのようにする。

2765

削除: 異動

削除: .

一部転出に伴う世帯主・続柄の変更、転出予定日以降の予定世帯主の設定、転出予定者がいる場合の転出予定日以降の予定続柄の確認管理ができること。 .

※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 .

削除:。

削除: け

削除:。

削除: (J-LIS の「全国町・字ファイル」など)

2777 No. 83-2 (転出/世帯構成変更)

2778 【標準仕様書案】

2779 一部転出に伴う世帯主・続柄の変更、転出予定日以降の予定世帯主の設定、
2780 転出予定者がいる場合の転出予定日以降の予定続柄の管理ができること。
2781 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

2782

2783 【考え方・理由】

2784 No. 83と項目を分離した。

2785 予定転出の一部転出で世帯主・続柄が変更がある場合、転出予定日の前日
2786 までは住民であることが想定されるため、本機能が必要。

2787

2788

2789 No. 84 (転出／特例転入を利用した転出)

削除: 特例転出[

削除:]

2790 【標準仕様書案】

2791 特例転入を利用した転出に対応していること。

2792 この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、C
2793 Sへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力でき
2794 ること。

2795

2796 【考え方・理由】

2797 中核市市長会ひな形に付記

削除: 付加

2798

2799 特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CSに転出証
2800 明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を有すること。

削除:。

2801

2802 既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できる機能に
2803 ついては、実務上転出証明情報をCSから取得できないケースもあり、住基
2804 入力業務等を民間委託している地方自治体にとっては、CS側ではなく住基
2805 側で再送信できる機能が重要という意見もあるが、本件が起りうるケース
2806 はネットワークに異常が発生した場合など外部要因になるため、まずはその
2807 外部要因を直すことが必要で、かつ頻度は非常に低いと思われる。

2808 なお、CS側では再送されてもチェックをかけていないので、既存住基シス
2809 テムでの再送信は現状可能。

2810

2815 **№. 85 (転出/転出証明書)**

2816 **【標準仕様書案】**

2817 処理の一連の流れで転出証明書が出力されること。
2818 また、再交付も可能であること。

2819
2820

削除: 発行

削除: .

2821 **【考え方・理由】**

2822 中核市市長会ひな形を踏襲
2823 再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されること

削除: 踏襲

2824

削除: .

2825 ※ 中核市市長会 85 の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」につ
2826 いては、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム
2827 標準仕様書に記載する機能としては不要（なお、№. E 参照）
2828 ※ また、中核市市長会 85 の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及び
2829 削除に関する事項)」については、制度上当然であることから、敢え
2830 て記載しない。

2831

2836 No. 86 (転出取消/異動条件)

2837 【標準仕様書案】

2838 転出予定者・転出者に対する異動を取り消し、転出者については住民票原
2839 票の回復ができること。

2840 転入通知の受理に伴う転出確定処理の前は、全部・一部を選択し、異動日
2841 及び届出日が入力できること。

2842 また、転出取消が世帯の一部である場合は、対象者を選択できること。

2843

2844 【考え方・理由】

2845 中核市市長会ひな形を踏襲
2846 虚偽の場合等、転出予定日以降も転出を取り消すことはありうるため、地
2847 方自治体G_13のように「転出予定日の前日までに」という要件を付すこと
2848 はしない。

2849 なお、転出予定日を過ぎても法上は職権記載(転出取消)であるが、実務
2850 上はその状況を(住民票の)回復と表現している。

2851 ※中核市市長会 86 のような「ただし、転入通知の受理に伴う転出確定済
2852 みの場合には、アラート・エラーメッセージが表示されること。」といった
2853 機能については、エラー・アラート項目の整理 (No. C) の中で、別途整
2854 理

2855

2856

2857

下へ移動 [4]: ※中核市市長会 86 のような「ただし、
転入通知の受理に伴う転出確定済みの場合には、アラ
ート・エラーメッセージが表示されること。」といっ
た機能については、エラー・アラート項目の整理 (N
o. C) の中で、別途整理。

削除: 踏襲

削除:。

削除: 呼ばれることもあ

移動 (挿入) [4]

下へ移動 [1]: ※中核市市長会 86 のような「ただし、
転入通知の受理に伴う転出確定済みの場合には、アラ
ート・エラーメッセージが表示されること。」といっ
た機能については、エラー・アラート項目の整理

削除: (No. C) の中で、別途整理

2871 No. 87 (転出取消/世帯復帰)

2872 【標準仕様書案】

2873 転出取消後は、従前の世帯に(従前の世帯が一部転出(転居)していた場
2874 合は転出前の住所にある従前の世帯に、従前の世帯が転出前の住所から全部
2875 転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として) 復帰すること。

2876

2877 【考え方・理由】

2878 中核市市長会ひな形を踏襲
2879 従前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住
2880 所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。

2881

2882

2883

削除: に復帰すること。 .
また、従前の世帯が転居していた場合は、転居後の住
所に復帰すること。 .
また、

削除: 転居

削除: 、新たな世帯として

削除: に復帰すること。一部転居していた場合は、転
出前住所地の世帯…に
に

削除: に

削除: 。

削除: 踏襲

削除: (一部不要)。

削除: 従前の世帯が転居していた場合は、異動処理
を時系列に従い処理し直すことで、転居後の住所に
復帰する必要なし。…

2900 N o . 8 8 (転出取消 / 印鑑資格の回復)

2901 **【標準仕様書案】**

2902 転出予定者の届出等により印鑑登録原票が削除されている場合について
2903 は、回復させない。

2904 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2905 書に記載する機能としては不要 (なお、N o . E 参照)

2906

2907 **【考え方・理由】**

2908 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
2909 書に記載する機能としては不要 (なお、N o . E 参照)

2910

2911

2912 No. 89 (転出確定/異動条件)

2913 【標準仕様書案】

2914 異動日及び転入通知日が入力できること。

2915 転入通知の受理によって転出確定すること。

2916

2917 【考え方・理由】

2918 中核市市長会ひな形を一部踏襲

2919 なお、実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を
2920 受理した場合の入力ができた方がよいとの考えもあったが、職権消除におい
2921 ては、消除日をもって確定するため、別途、確定処理を行うことは想定され
2922 ず、当該機能は実装しない。

2923

削除: 転出者について、転入通知の受理処理ができること。…

削除: 踏襲

削除: 。

削除: 意見照会、

削除: 職権消除

削除: 転出確定を

削除: 良

削除: り得る

削除: が

削除: 日となる

削除: 転出

削除: 不要であるため

2937 No. 90 (転出確定/転入情報入力)

2938 【標準仕様書案】

2939 CSから受信した転入通知情報を基に転入先の郵便番号・住所・方書等が
2940 登録できること。

2941 その際、受信したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。

2942 転入通知が再送信された場合等においても、一度入力した転入通知につい
2943 て修正ができること。

2944

2945 【考え方・理由】

2946 中核市市長会ひな形に付記

2947 ※構成員・準構成員におかれましては、住所だけでなく郵便番号を取り込
2948 む機能が必要か、理由とともに備考欄にご記入ください。

2949

2950

削除: 付加

削除:。

2953 N o . 9 1 (転出確定 / C S からの転入通知情報が無い場合の対応)

削除: 非住基ネット

2954 【標準仕様書案】

2955 C S からの転入通知情報が無い場合も、転出確定処理が行えること。

2956

2957 【考え方・理由】

2958 災害等の事由により C S からの転入通知情報が無い場合も、オンラインで
2959 転出確定処理を行う必要がある。

2960

2961 中核市市長会ひな形を 踏襲

削除: 踏襲

2962

削除: 。

2963

2967 No. 92 (転出確定/CSからのデータ自動取り込み)

2968 【標準仕様書案】

2969 CSから受信した転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介することなく自動で登録できること。その際、自動登録で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。

2972 同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行うこと。

2974 また、転入通知情報については、取込結果一覧表を作成・出力し、必要に応じて修正できること。

2977 【考え方・理由】

2978 中核市市長会ひな形に付記
2979 自動登録については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の地方自治体から、繁忙期等の対応のため本機能について強い要望があったことから、記載することとした。ただし、自動登録とした場合も、文字化け、オーバーフロー等が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとした。

2985 中核市等以外の人口規模への本仕様書の拡張・縮退の検討の際には、本機能の要否について改めて検討する。

2987 職員の手を介することなく自動で登録できるとは、転入通知情報の取込み処理を行った後、転入通知処理ボタン等を押すことにより、転入通知情報を1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ転入情報を一括して処理する機能を想定している。また、処理結果について文字化け、オーバーフロー等がないか確認できるようにするとともに、必要に応じて修正できること必要ある。

削除: 付加

削除: 。

削除: 団体

削除: .

削除: いっかつ

削除: 自動で登録できる機能は欲しいが、ミスがある可能性が否定できないため、職員のチェックが可能な範囲での自動化が必要である。

削除: ※ 自動登録で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できることが必要。 .

3006 No. 93 (転出確定/海外転出確定入力)

3007 【標準仕様書案】

3008 海外転出予定者の転出予定日が経過したら転出確定扱いとなること。

削除: が自動入力される

3010 【考え方・理由】

3011 中核市市長会ひな形を踏襲

削除: 踏襲

3012 海外転出においては転出地確定の概念がなく、転入通知は事務処理上発生
3013 しないため、転出予定の状態で転出確定とみなして処理を実現している。

削除:。

3014 なお、現存(転出予定)か転出かを自動で判断するシステムもあるため、
3015 自動入力という文言は不要。

削除:。

3016

3021

3022

3023

3024

3025

3026

3027

3028

3029

3030

転居

3031 No. 94 (転居/異動条件)

3032 【標準仕様書案】

3033 転居の種類(全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部)を選択
3034 (対象者や転居先の世帯、住所の選択から自動判断することを含む。)して、
3035 転居の条件が入力できること。
3036

3037 【考え方・理由】

3038 中核市市長会ひな形に付記
3039
3040

削除。

3042 No. 95 (転居/該当世帯検索)

3043 【標準仕様書案】

3044 転居元の世帯（転居者）を特定できること。

3045

3046 【考え方・理由】

3047 転居処理では、まず転居元の世帯（転居者）を特定する。

3048 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3049

3050

削除: 踏襲

削除:

3053 No. 96 (転居/転居先世帯検索)

3054 【標準仕様書案】

3055 全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定できるこ
3056 と。

3057

3058 【考え方・理由】

3059 全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯
3060 構成員を追加する処理を行う。

3061 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3062

3063

削除: 踏襲

削除:。

3066 No. 97 (転居/転居先入力)

3067 【標準仕様書案】

3068 全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の情報を入力できること。

3069

3070 【考え方・理由】

3071 全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の世帯を特定せず新しい住所を指定

3072 して処理を行う。

3073 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3074

削除: 踏襲

削除:

3077 N o . 9 8 (転居 / 続柄設定)

3078 【標準仕様書案】

3079 転居元、転居先の世帯員の続柄を設定できること。
3080

3081 【考え方・理由】

3082 全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯
3083 構成員を追加する処理を行うため、必要に応じ続柄変更を行う。場合によっ
3084 ては、もとの転居先の世帯構成員についても続柄変更を行う。

3085 全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の世帯を特定せず新しい住所を指定
3086 して処理を行うが、転居のタイミングで続柄の変更を行うことも想定される
3087 ため、必要に応じ続柄を変更を行う。

3088
3089 中核市市長会ひな形を踏襲。

3090 なお、自治体 A_79 のような「同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動し
3091 た場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記
3092 載できること。」の機能は、レアケースであり、ニーズが高くないことから
3093 不要。

削除:を

削除:踏襲

削除:、

削除:。

3100

3101

3102

3103

3104

3105

3106

3107

世帯構成変更
(世帯主変更ほか)

3108

3109

3110

3111 No. 99 (世帯主変更/異動条件)

3112 【標準仕様書案】

3113 異動日及び届出日を入力できること。

3114

3115 【考え方・理由】

3116 異動日及び届出日を指定して世帯主変更処理を行う。

3117 なお、転出予定の場合は未来日になるが、転出予定処理の一連で行うため、
3118 通常本機能で未来日となることはない。

3119

3120 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3121

削除: 踏襲

削除:。

3124 No. 100 (世帯主変更/続柄設定)

3125 【標準仕様書案】

3126 世帯員の続柄を設定できること。

3127

3128 【考え方・理由】

3129 世帯主変更では通常世帯員の続柄が変更となる。

3130

3131 中核市市長会ひな形を踏襲

3132 ※地方自治体A_183のような「変更事由について、自動で備考欄に記載で
3133 きること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法につ
3134 いての整理 (No. D) の中で、別途整理

3135

3136

削除: 踏襲

削除。

3139

3140 **№. 101 (世帯合併/異動条件)**

3141 **【標準仕様書案】**

3142 異動日及び届出日を入力できること。合併世帯と被合併世帯を検索できる
3143 こと。

3144

3145 **【考え方・理由】**

3146 異動日及び届出日を指定して世帯合併処理を行う。

3147

3148 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3149

削除: 踏襲

削除:。

3152 N o . 1 0 2 (世帯合併／方書同一性確認)

3153 【標準仕様書案】

3154 方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主の方書
3155 と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること。

3156 ~~同一表記にする修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。方~~
3157 ~~書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセージが出力できること~~

3158 ※ エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

3159

3160 【考え方・理由】

3161 ~~世帯合併は、同一住所が前提であるが、まれに方書の記載方法が同一とな~~
3162 ~~っていない場合がある。その際に住所修正処理を行ってから世帯合併処理を~~
3163 ~~行うのではなく、方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書~~
3164 ~~を世帯主の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができること~~
3165 ~~で処理の省力化を図るもの。~~

3166

3167 ※ ~~中核市市長会 102 の「方書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセ~~
3168 ~~ージが出力できること。」は、エラー・アラート項目の整理 (N o . C)~~
3169 ~~の中で、別途整理~~

3170

3171 ※ 「~~方書の異なる世帯の合併の際には、世帯員となる者の方書を世帯主~~
3172 ~~の方書と同一表記にする修正と併せて、世帯合併処理ができる機能~~
3173 ~~については、職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯合併の2~~
3174 ~~つの異動が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成~~
3175 ~~員からこの機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見が~~
3176 ~~あり、また、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯合併~~
3177 ~~処理を行えば良いため、分科会の議論も踏まえ、不要と判断した。(地~~
3178 ~~方自治体構成員におかれましては、上記の運用で差し支えないか、理~~
3179 ~~由とともに備考欄にご記入ください。本機能が必要と考える場合は、~~
3180 ~~本機能によりどの程度事務負担が省力化できるのか、具体的にご記入~~
3181 ~~ください。また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の~~
3182 ~~規模の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。)~~

3183

削除。

削除: 中核市市長会ひな形に付加。

3186 No. 103 (世帯合併/続柄設定)

3187 【標準仕様書案】

3188 世帯員の続柄を設定できること。

3189 ~~合併事由について、自動で備考欄に記載できること。~~

3190 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

3191

3192 【考え方・理由】

3193 世帯合併では通常世帯員の続柄が変更となる。合併後は元の世帯主が世帯
3194 主でなくなる世帯がある。

3195

3196 中核市市長会ひな形を踏襲

3197 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

3198

3199

削除: ー

削除: 踏襲

削除: 。

3203 No. 104 (世帯分離/異動条件)

3204 【標準仕様書案】

3205 異動日及び届出日を入力できること。

3206

3207 【考え方・理由】

3208 異動日及び届出日を指定して世帯分離処理を行うもの

3209

3210 中核市市長会ひな形を踏襲

3211

3212

削除。

削除: 踏襲

削除。

3216 No. 105 (世帯分離/~~異動者~~選択)

削除: 該当者

3217 【標準仕様書案】

3218 世帯分離をする対象者を特定できること。

3219

3220 【考え方・理由】

3221 対象者を特定してから世帯分離処理を行う。

3222

3223 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

削除: 踏襲

3224

削除。

3225

3229 N o . 1 0 6 (世帯分離／続柄設定)

3230 【標準仕様書案】

3231 分離後の世帯員の続柄を設定できること。

3232

3233 【考え方・理由】

3234 世帯分離では通常世帯員の続柄が変更となる。分離後は新たに世帯主を設定する世帯がある。

3235

3236

3237 中核市市長会ひな形を踏襲
3238 ※地方自治体 A_192 のような「分離事由について、自動で備考欄に記載できること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整理 (N o . D) の中で、別途整理

3241

3242

削除: 踏襲

削除:

3245 No. 107 (世帯一部変更/異動条件入力・検索)

3246 【標準仕様書案】

3247 異動日及び届出日を入力できること。

3248 異動元世帯と異動先世帯を検索でき、対象者を選択することができること。

3249

3250 【考え方・理由】

3251 異動日及び届出日を指定して世帯変更処理を行う。

3252 また、変更対象の異動元世帯と異動先世帯を特定し、対象者を特定してか

3253 ら世帯変更処理を行う。

3254

3255 中核市市長会ひな形を踏襲

3256

3257

削除:踏襲

削除:。

3260 **№. 108 (世帯一部変更/続柄設定)**

3261 **【標準仕様書案】**

3262 変更後の続柄を設定できること。
3263 異動元と異動先の両方に対応していること。

3264

3265 **【考え方・理由】**

3266 世帯分離では通常異動元と異動先の両方の世帯員の続柄が変更となる。

3267

3268 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3269

3270

削除: 踏襲

削除:。

3273 N o . 1 0 9 (世帯一部変更/方書同一性確認)

3274 【標準仕様書案】

3275 異動者と異動先の方書が同じであること。
3276 ~~方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一~~
3277 ~~表記とする修正と併せて、変更処理ができること。~~

削除: ー

3278
3279 ※N o . 1 0 2 参照
3280

3281 【考え方・理由】

3282 世帯変更は、同一住所が前提であるが、まれに方書の記載方法が同一とな
3283 っていない場合がある。その際に住所修正処理を行ってから世帯変更処理を
3284 行うのではなく、方書の異なる世帯間の変更の際には、世帯員となる者の方
3285 書を同一表記にする修正と併せて、世帯変更処理ができることで処理の省力
3286 化を図るもの。

3287
3288 ※ 「方書が相違している場合、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と
3289 同一表記とする修正と併せて、変更処理ができる機能」については、
3290 職員の事務負担軽減の観点から職権修正と世帯一部変更の2つの異動
3291 が自動処理できることが望ましいとの考えもあるが、準構成員からこ
3292 の機能の実現には相応の規模の改修が必要となるとの意見があり、ま
3293 た、件数も多くなく、かつ、方書修正を行った上で世帯一部変更処理
3294 を行えば良いため、分科会の議論も踏まえ、不要と判断した。(地方自
3295 治体構成員におかれましては、上記の運用で差し支えないか、理由と
3296 ともに備考欄にご記入ください。本機能が必要と考える場合は、本機
3297 能によりどの程度事務負担が省力化できるのか、具体的にご記入くだ
3298 さい。また、準構成員におかれては、本機能の実装にどの程度の規模
3299 の改修が必要となるのか、備考欄にご記入ください。)

3300
3301 中核市市長会ひな形に付記、

削除: 付加。

3302
3303 ※ 地方自治体A_194のような、変更の前後で方書が相違している場合は、
3304 アラートが表示できる機能については、エラー・アラート項目の整理
3305 (N o . C) の中で、別途整理

3308 ※ 地方自治体A_197のような「変更事由について、自動で備考欄に記載
3309 できること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方
3310 法の整理（No. D）の中で、別途整理

3311

3312 ※No. 102参照

3313

3314

3315

3316

3317

3318

3319

3320

3321

3322

3323

3324

3325

申出による修正

削除:届出

3327 No. 110、111 (届出修正／異動条件入力、現住所・方書修正)

削除: 110

3328 **【標準仕様書案】**

3329 届出日を入力できること。

3330

3331 **【考え方・理由】**

3332 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
3333 統合する (No. 122)。

3334 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで修正をおこなったかという根拠
3335 を明確にするため、申し出を受けて行う職権修正と、申し出なしで行う職権
3336 修正とを区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申
3337 し出に基づく修正であることが目視確認できればよいため、備考欄に「申し
3338 出による修正」と記載できればよい。

3339

3341 No. 111 (届出修正/現住所・方書修正)

3342 **【標準仕様書案】**

3343 現住所又は方書を修正することができること。

3344

3345 **【考え方・理由】**

3346 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
3347 統合する (No. 123)。

3348

3349 No. 112 (届出修正/~~フリガナ~~修正)

削除: フリガナ

3350 【標準仕様書案】

3351 ~~フリガナ~~を修正することができること。

削除: フリガナ

3352

3353 【考え方・理由】

3354 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
3355 統合する (No. 123)。

3356

3359 **№. 113 (届出修正/続柄修正)**

3360 **【標準仕様書案】**

3361 ~~続柄の修正ができること。~~

3362

3363 **【考え方・理由】**

3364 申し出を受けて行う修正は、職権修正の一種であるため、職権修正の欄に
3365 統合する (No. 125)。

3366

3367

3368

3369

3370

3371

3372

3373

3374

3375

3376

3377

職権記載

3378 No. 114 (職権記載/異動条件)

3379 【標準仕様書案】

3380 全部・一部を選択し、処理日(異動日)が入力できること。

3381

3382 【考え方・理由】

3383 職権記載は、新たに世帯を設ける場合と、特定の世帯に記載する場合があ
3384 る。

3385 中核市市長会ひな形を踏襲

3386

削除: 踏襲

削除:

3389 No. 115 (職権記載/異動者入力)

3390 【標準仕様書案】

3391 異動者の基本情報を入力できること。

3392 (令第12条第1項及び第2項に基づく職権記載ができること。)

3393 【考え方・理由】

3394 職権記載は、異動者の基本情報を入力する。

3395

3396 中核市市長会ひな形を踏襲

3397

削除: 本籍地市町村から送付される「戸籍届の通知」、「戸籍のシステム化通知」、「本籍地の行政区画変更通知」、「本籍地の地番変更通知」、「本籍地の地番変更通知」、「本籍地の土地の名称変更通知」、「本籍地の住居表示実施通知」、「戸籍修正通知」に基づいて、住民票の住民基本台帳法施行…

削除: 内容を変更することが

削除: 本籍地市町村から送付される「戸籍の電算化通知」、「本籍地の行政区画・地番変更・土地の名称変更、住居表示実施通知」、「戸籍修正通知」等により、修正ができること。

削除: 踏襲

削除:。

3411 No. 116 (職権記載/現存者確認)

3412 【標準仕様書案】

3413 現存者かどうかのチェックを行えること。

3414

3415 【考え方・理由】

3416 同一人チェックと同様の内容であるため不要

3417

削除。

3419 **№. 117 (職権記載／備考欄入力)**

3420 **【標準仕様書案】**

3421 ~~記載理由の備考記載入力ができること。~~

3422 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

3423

3424 **【考え方・理由】**

3425 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (№. D)

3426

3427

3428 No. 118 (職権記載/続柄設定)

3429 【標準仕様書案】

3430 世帯員の続柄を設定できること。(世帯主が変更となる転入・転出・転居
3431 等の異動の場合には、登録時に一連の流れで世帯員の続柄を設定できるこ
3432 と。)

3433 システム移行時等に生ずる漏れていた者の登録が行えること。
3434

3435 【考え方・理由】

3436 ※ その他の続柄設定機能 (No. 98、100、103、106、108) に包含される
3437 ため、不要

削除。

3440 No. 118-2 (職権記載／出生届に至らない子等)

3441 **【標準仕様書案】**

3442 世帯員の続柄を設定できること。(世帯主が変更となる転入・転出・転居
3443 等の異動の場合には、登録時に一連の流れで世帯員の続柄を設定できるこ
3444 と。)

3445 システム移行時等に生ずる漏れていた者の登録が行えること。

3446 出生届に至らない子又は就籍の届出に至らない者については、本籍・筆頭
3447 者欄を「なし」と記載できること。

3448

3449 **【考え方・理由】**

3450 総務省通知(平成30年10月2日総行住第163号)によれば、出生届に至
3451 らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされてい
3452 る。

3453 また、総務省通知(平成20年7月8日総行市第145号)によれば、就籍
3454 の届出に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載すること
3455 とされている。

3456

3457 No. 79 (職権記載/住所設定)

削除: 転入

3458 【標準仕様書案】

3459 住所設定処理が行えること。

削除: (前住所が不明で確定できない場合の処理)

3460 前住所地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力でき
3461 ること。

削除: 前

3462 未届転入の場合、従前の住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、
3463 その末尾に(未届)と記載すること。

削除: 住所設定

削除: 前住所が不明で確定できない

削除: 最終住民登録地の入力ができること。

3464

3465 【考え方・理由】

削除: 前

3466 中核市市長会ひな形に付記

削除: 住所設定

3467 記憶喪失などで前住所地が不明な者の場合は、転入届がなされたとしても、
3468 事務処理上は、当該届出を資料として、職権記載により住民票を作成するこ
3469 ととなる。

削除: を追加

削除: 付加

削除: 。を踏襲。

3470 ※ 中核市市長会ひな形では「転入」に記載しているが、「既存住基システ
3471 ム改造仕様書(J-LIS)」では職権記載扱いであるため、職権記載の箇
3472 所に記載

削除: 前住所が不明で確定できない場合、住所設定処
理を行うもの。

住基ネットによって最終住民登録地を確認することが
基本であり、転入通知を送るためにも、最終住民登録
地を入力必須にすべき。

また、未届転入と同様に、最終住民登録地の最後に
(住所設定)等の文言を入れるルールが必要。

削除: だが、中核市市長会ひな形や多くの自治体で
は「転入」に記載しているため、「転入」

削除: 。

3474

3475

3497

3498

3499

3500

3501

3502

3503

3504

3505

3506

職権消除

3507 No. 119 (職権削除/異動条件)

3508 【標準仕様書案】

3509 対象者を選択し、処理日・異動日を入力できること。

3510

3511 【考え方・理由】

3512 対象者を選択し、処理日(異動日)を入力して職権削除処理を行う。

3513 異動日は、削除状態とする日であり、通常は実態調査後、処分決定の決裁
3514 日が削除日となるが、その日までは住民であることが推定されるため留意す
3515 る必要がある。

3516

3517 中核市市長会ひな形を踏襲

3518

削除:踏襲

削除:。

3521 No. 120 (職権削除/削除)

3522 【標準仕様書案】

3523 ~~異動者の情報を削除できること。~~
3524 ~~印鑑登録を喪失すること。~~

3525 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
3526 書に記載する機能としては不要（なお、No. E参照）
3527

3528 【考え方・理由】

3529 削除状態とは、住民ではなくなる状態であり、住民票は除票となる。
3530

3531 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3532 ※ 中核市市長会 120「印鑑登録を喪失すること。」は、印鑑登録システ
3533 ムについての機能であり、住民記録システム標準仕様書に記載する機
3534 能としては不要（なお、No. E参照）
3535

削除: 該当者

削除: 状態に

削除: 踏襲

削除:。

3540 No. 121 (職権削除/続柄設定)

3541 【標準仕様書案】

3542 世帯員の続柄を設定できること。

3543 ~~削除事由について、自動で備考欄に記載できること。~~

3544 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

3545

3546 【考え方・理由】

3547 職権削除では世帯員の続柄が変更となる場合がある。

3548

3549 中核市市長会ひな形を踏襲

3550 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (No. D)

3551

3552

3553

削除: ~~。~~

削除: 踏襲

削除: 。

3557

3558

3559

3560

3561

3562

3563

3564

3565

3566

職権修正

3567 No. 122 (職権修正/異動条件)

3568 【標準仕様書案】

3569 対象者を選択し、処理日・異動日を入力できること。

3570

3571 【考え方・理由】

3572 対象者を選択し、処理日（異動日）を入力して職権修正処理を行う。

3573

3574 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3575

削除: 踏襲

削除。

3578 N o . 1 2 3、1 1 3 - 2 (職権修正/修正)

削除: 個人情報

3579 【標準仕様書案】

3580 戸籍届出 (届出・通知・確認)、通知、申出に基づき、職権で修正ができる
3581 こと。

3582 申出、錯誤又は戸籍届出により、職権で修正ができること。

3583 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
3584 世帯主名が職権で修正できること。

3585 修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。

3586 子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録 (子の続柄は空欄の場合あり)、
3587 死亡届による登録ができること。

3588 異動者の情報 (氏名、ふりがな、住所、方書、続柄、性別、異動日、届出
3589 日等) を修正できること。また、空白への修正もできること。

削除: 該当者

削除: フリガナ

3590 氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移すること。
3591

3592 【考え方・理由】

3593 職権修正の欄ではないか。

3594 ※ 地方自治体 A_209 のような世帯員の備考には自動で「職権により世
3595 帯主修正」と記載する機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整
3596 理 (N o . D) の中で、別途整理

3597 中核市市長会ひな形を踏襲

削除: 踏襲

3599 ※ 中核市市長会 123 「氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移するこ
3600 と。」は、印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システ
3601 ム標準仕様書に記載する機能としては不要 (なお、N o . E 参照)

削除: 。

3602

3603

3604

3610 No. 124 (職権修正/軽微な修正)

3611 【標準仕様書案】

3612 以下のとおり、軽微な修正 (法施行規則 第11条第3項(2)) ができ
3613 ること。

削除: 続柄を除く

削除: 住民基本台帳

3614
3615 【軽微な修正】

- 3616 ・ 常用平易な文字 (戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字)
- 3617 以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記
- 3618 載の修正
- 3619 ・ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
- 3620 ・ 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更
- 3621 に伴う住所に係る記載の修正
- 3622 ・ 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3623 ・ 住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項又は第四条の規定に
- 3624 よる住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3625 ・ 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅
- 3626 館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸
- 3627 人の変更に伴う住所に係る記載の修正
- 3628 ・ そのほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記
- 3629 載の修正

3630

3631 【考え方・理由】

3632 軽微な修正とは、職権修正の一部であり住民基本台帳上は通常の職権修正
3633 とかわらないが、公的個人認証は基本4情報が変更となると自動的に執行と
3634 なる不具合を補填するため、新たに住基ネット専用の異動事由として「軽微
3635 な修正」を設け、職権修正のうち軽微な修正では公的個人認証を失効させな
3636 い対応を行っているもの。

削除: あらた

3637

3638 中核市市長会ひな形を補完。なお、中核市市長会ひな形では「続柄を除く
3639 軽微な修正」とあったが、続柄だけを除く明確な理由は確認できなかったた
3640 め、削除した。

3641

3642

3646 No. 125 (職権修正/続柄設定)

3647 【標準仕様書案】

3648 世帯員の続柄を設定できること。

3649

3650 【考え方・理由】

3651 異動者の続柄を修正する場合、世帯員についても続柄を修正する場合はあ
3652 るため。

3653

3654 中核市市長会ひな形を踏襲

3655

削除: 該当者

削除: 踏襲

削除:。

3659 No. 126 (職権修正／上書き修正・誤処理修正)

3660 **【標準仕様書案】**

3661 ※ 5 論点該当

3662

3663 **【考え方・理由】**

3664 ※ 5 論点該当

3665

3666

3667

3668

3669

3670

3671

3672

3673

3674

3675

3676

3677

職權回復

3678 No. 127 (職権回復/異動条件)

3679 【標準仕様書案】

3680 対象者を選択し、処理日(異動日)を入力できること。

3681

3682 【考え方・理由】

3683 対象者を選択し、処理日(異動日)を入力して職権回復を行う。

3684

3685 中核市市長会ひな形を踏襲

3686

削除: 踏襲

削除:

3689 N o . 1 2 8 (職権回復/回復)

削除: 個人情報

3690 【標準仕様書案】

3691 誤って住民票を削除した場合や、虚偽の届出があったもの等に対して、職
3692 権で住民票を回復することができること。

削除: 該当者の情報が回復できること。

3693 ~~また、その旨が自動で備考に記載できること。~~

削除: 入力を行ったもの

3694 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

削除: そのものの

3695

削除: の

3696 【考え方・理由】

削除: 入力が

3697 職権回復とは、削除されて除票となった住民票を原票に戻す行為として運
3698 用されている。法令上は職権回復という定義はなく、削除された住民票を職
3699 権で記載することである。

削除: 該当者の情報が

削除: できる

3700

削除: 削除状態で

3701 中核市市長会ひな形を踏襲

削除: の除票となっている者

3702 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

削除: 住民

3703

削除: である状態に

3704

削除: こと

3705

削除: で

削除: あ

削除: 踏襲

削除: 。

3723 No. 129 (職権回復／続柄設定)

3724 【標準仕様書案】

3725 世帯員の続柄を設定できること。

3726

3727 【考え方・理由】

3728 異動者を職権回復する場合、世帯員についても続柄を修正する必要がある
3729 ため。

3730

3731 中核市市長会ひな形を踏襲

3732

3733

3734

削除: 該当者

削除: 踏襲

削除:。

3738

3739

3740

3741

3742

3743

3744

3745

3746

3747

住民票コード

3748 No. 130 (住民票コード/異動者検索)

削除: 該当者

3749 【標準仕様書案】

3750 住民票コードの異動を行う異動者を特定できること。

削除: 該当者

3751

3752 【考え方・理由】

3753 異動者を特定する。

削除: 該当

3754

3755 中核市市長会ひな形を踏襲

削除: して住民票コード異動を行う

3756

削除: 踏襲

3757

削除:。

3764 No. 131 (住民票コード/住民票コード付番)

3765 【標準仕様書案】

3766 新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。
3767 また、住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票
3768 コードが自動付番されること。

3769 なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択される
3770 こと。

削除: 付番結果一覧が作成できること。 .

3773 【考え方・理由】

3774 新規付番用の住民票コードは、CS から住基ネット全国センターへ付番要
3775 求を行い一定数の番号を蓄積する。それをCSから住民基本台帳システムに
3776 取得、蓄積しその番号を付番する。住民票コードはランダムな数字が前提と
3777 なっているため、蓄積する段階で並び替えを行ったりせず、ランダムな状態
3778 のまま選択される仕組みが必要となる。

3779 中核市市長会ひな形に付記。

3780 なお、地方自治体F_196のような「住民票コードの住民票への付番結果を
3781 一覧表として作成できること。」という機能については、EUCにより対応可能
3782 であり、不要。

削除: 付加

3783 また、付番結果一覧を作成する機能を盛り込むべきとの意見もあったが、
3784 ニーズが特定できず、また、中核市等の人口規模の地方自治体であっても当
3785 該一覧がなくても事務処理が行えているところもあることから、当該機能は
3786 不要。

削除: 。

削除: 団体

削除: 。

3787 ※ CSからのストック番号（新規付番用の住民票コード）取得を追加
3788

3789

3790

3796 No. 132 (住民票コード/住民票コード通知票)

3797 【標準仕様書案】

3798 新規付番又は変更した際に、一連の流れにおいて自動で住民票コード通知
3799 書を出力できること。
3800 また、再出力もできること。
3801

削除: した若しくは

削除: で

3802 【考え方・理由】

3803 新規付番し、又は変更した際に、住民票コード通知書を出力し、異動者に
3804 通知する。また、住民票コード通知書を紛失した場合には再発行を行う。

削除: た若しくは

削除: 該当者

3805
3806 中核市市長会ひな形を踏襲
3807 通知書は法律上求められているものであり、繁忙期に出力漏れを防ぐため
3808 に自動出力機能が必要

削除: 踏襲

削除: 。

3809 なお、No. 58 との関係について、中核市市長会に確認した上で整理する。
3810
3811

削除: 。

3819 No. 133 (住民票コード/変更等管理)

3820 【標準仕様書案】

3821 住民票コードの変更等ができること。
3822
3823

3824 【考え方・理由】

3825 ~~住民票コードは、請求又は職権により変更（又は修正）することが可能で~~
3826 ~~ある。~~

削除: 個人番号とは異なり

削除: 職権の他、届け出

3827
3828 中核市市長会ひな形 133 の「住民票コードに変更があった場合、変更情報
3829 (日時等) を保持できること。」は、履歴は全て残すこととしていることから
3830 (※5 論点) 不要

削除。

3831 自治体 A_269 のような「所有者の住民票コードが変更された場合は、返納
3832 案内の発行ができること」という機能は、レアケースなのでシステム外で対
3833 応することとし、住民記録システム標準仕様書の機能としては不要

削除。

3834
3835
3836

3841

3842

3843

3844

3845

3846

3847

3848

3849

3850

出生・死亡・失踪

3851 No. 134 (出生/異動条件)

3852 【標準仕様書案】

3853 全部、一部の選択ができ、出生日、届出日及び事由（届出・通知・転入）
3854 を入力できること。
3855

削除、

削除、

削除、

3856 【考え方・理由】

3857 出生に必要な事項を入力して処理を行う。
3858

3859 中核市市長会ひな形を踏襲
3860 住民登録対象外の外国人母から、子についての出生届出があった場合（父
3861 と母は別居かつ、実態上、子は母と同居）は全部出生というケースも想定さ
3862 れる。※参照「9訂版 住民記録の実務」P480～481

削除: 踏襲

削除。

3863 質疑応答上、転入届と出生届が同時に出された場合は、異動事由を「転入」
3864 と記載することとなっている。
3865

3871 No. 135 (出生/該当世帯検索)

3872 【標準仕様書案】

3873 出生の記載をする世帯を特定できること。

3874

3875 【考え方・理由】

3876 出生の記載をする世帯を特定して、出生の処理を行う。

3877

3878 中核市市長会ひな形を踏襲

3879

削除: 踏襲

削除。

3882 No. 136 (出生/出生情報入力)

3883 【標準仕様書案】

3884 出生情報を入力できること。また、世帯構成員の戸籍情報を引用して戸籍
3885 情報が入力できること。

3886

3887

3888 【考え方・理由】

3889 出生情報は氏名、生年月日、性別のほか、戸籍情報があるが、通常は同一
3890 戸籍の父母が同じ世帯に存在しているため、戸籍情報を引用することで入力
3891 を省力化する。

3892

3893 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~

3894

3895 ※ 出生届に至らない子等については、職権記載において記載

3896

削除: 踏襲

削除:

削除:

3900 No. 137 (死亡/異動条件)

3901 【標準仕様書案】

3902 死亡~~又は~~推定死亡を選択できること。
3903 なお、他システム連携用として内部的には日付を保有しておくこと（個人
3904 番号連携対応）。

削除、

3906 【考え方・理由】

3907 中核市市長会ひな形に~~付記~~
3908
3909 ※ 内部的に日付が無い場合、個人番号連携エラーが発生するため、住民
3910 記録システムと連携するシステム内部では年月日の全てを保有してお
3911 く必要がある。

削除: 付加

削除。

3916 N o . 1 3 8 (死亡/死亡日入力)

3917 【標準仕様書案】

3918 死亡日の入力ができ、推定死亡の場合については、あらかじめ指定した文
3919 言を指定入力できること。

3920 世帯主未設定を許可できること。

3921 世帯主未設定の場合は、死亡情報のほか世帯主未設定の状態で他システム
3922 へ連携ができること。

3923 世帯主の死亡等について、他世帯員の続柄が変更できること。

3924 戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から世帯情報、個人情報
3925 を削除できること。

3926

3927

3928 【考え方・理由】

3929 死亡日の入力を行い、推定死亡の場合については、あらかじめ指定した文
3930 言を指定入力する。たとえば、「令和2年2月上旬推定」等、

3931

3932 中核市市長会ひな形に付記

3933

3934 ※ N o . 6 4 参照

3935

削除: 他業務連携用に年月日を定めたみなし死亡日付を入力できること。
なお、推定死亡の場合の日付はみなし死亡日とすること。
みなし死亡日についてはN o . 6 4 参照【不詳日入力一覧】を参照。

削除:

削除:

削除:

削除: 付加

削除:

3947 No. 139 (失踪/異動条件)

3948 【標準仕様書案】

3949 全部又は一部の選択ができ、失踪宣告日、届出日及び事由（通知・戸籍届
3950 出・戸籍照合）を入力できること。

削除、

削除、

削除、

3952 【考え方・理由】

3953 全部又は一部を選択し、失踪日、届出日及び事由（通知、戸籍届出）を入
3954 力して失踪処理を行う。

削除、

削除の

3955
3956 中核市市長会ひな形を踏襲

削除、

3957 ただし、申出は制度上想定されないので削除、

削除踏襲

3958 失踪は職権消除の一理由だが、通常の消除入力では、失踪日等、失踪固有
3959 の項目の管理ができないため、通常の職権消除とは分けて記載、

削除。

削除。

3960

削除。

3961

3972

3973

3974

3975

3976

3977

3978

3979

外国人・戸籍通知・特別永住者

3980

3981

3982

3983 No. 140 (外国人/通称名・併記名管理)

3984 【標準仕様書案】

3985 通称名・氏名の片仮名表記の登録管理ができること。

3986 また、通称名については履歴管理ができること。

3987 外国人特有項目（漢字併記・通称・外国人住民となった日・国籍地域・在
3988 留カード等の番号・30条45規定区分・在留資格・在留期間・在留期間の
3989 満了の日）の入力ができること。

3990 一時庇護及び仮滞在許可者についても滞在期限の管理が行えること。

3991 外国人の在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。

3992

3993 【考え方・理由】

3994 法改正により外国人住民も住民基本台帳に記載されることとなった。その
3995 際、記載事項、通称名・併記名の登録管理方法及び通称名の履歴管理方法に
3996 ついて規定された。

3997

3998 中核市市長会ひな形に付記

3999 通称名／併記名は外国人登録法時代の名残であり、現行住基法ではない。

4000

4001

削除: 併記名

削除: ,

削除: ,

削除: .

削除: 生年月日

削除: 住民基本台帳

削除: 付加

削除: 。

4010 No. 141 (外国人/帰化)

4011 【標準仕様書案】

4012 帰化の入力ができること。

4013 住民基本台帳に登録されている外国人の場合は、帰化する前の住民基本台帳
4014 の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、外国人住民となった日、
4015 住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、従前の住所）を引き継げるこ
4016 と。

4017 また、その場合には、住民基本台帳に記載されている外国人情報を削除で
4018 きること。

4019 外国人が日本国籍を取得した場合の削除及び登録が行えること。

4020 その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
4021 又は引き継げること。

4022

4023 【考え方・理由】

4024 従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取り扱いと
4025 なっていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。その
4026 ため、帰化する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人情
4027 報を削除する処理を行うもの。

4029 中核市市長会ひな形に付記

4030 帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を
4031 使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各地方自治
4032 体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考えられ、そ
4033 うであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であるこ
4034 とから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能
4035 要件を定めることとした。

4036 外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もある
4037 が、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4038 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題
4039 ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。

4040

4041

4042

削除。

削除: 在留カード、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、特別永住者証明書の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨…

削除。

削除: 付加

削除。

削除: 団体

4051 **No. 142 (外国人/国籍取得)**

削除: .

4052 **【標準仕様書案】**

4053 国籍取得の入力ができること。

4054 住民基本台帳に登録されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報（住所、方書、生年月日、性別、続柄、外国人住民となった日、住定日、住民票コード、宛名番号、個人番号、従前の住所）を引き継
4055 げること。
4056

削除: .

削除: 宛名番号、

削除: 住所、方書、生年月日、性別、続柄、住民日、住定日、在留カード、在留資格、在留期間、在留期間満了の日、特別永住者証明証の番号、一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨…

4057 その場合、住民基本台帳に記載されている外国人住民票を削除できること。

4058 国籍取得届出に基づいて削除及び登録が行えること。

4059 国籍取得届出に基づいて削除及び登録が行えること。
4060 その際、登録外国人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
4061 が行えること。
4062

4063 **【考え方・理由】**

4064 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取り扱い
4065 となっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となっ
4066 た。そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐととも
4067 に、外国人情報を削除する処理を行うもの。
4068

削除:。

4069 中核市市長会ひな形に付記、

4070 国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同
4071 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4072 地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っている
4073 と考えられ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純
4074 であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前
4075 提に機能要件を定めることとした。

削除: 付加

削除:。

削除: 団体

4076 外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もある
4077 が、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4078 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題
4079 ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。
4080
4081

4093 No. 143 (外国人/国籍喪失)

4094 【標準仕様書案】

4095 国籍喪失の入力ができること。

4096 住民基本台帳に登録されていた日本人が、外国人住民として新たに住民基本
4097 台帳に登録される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報
4098 (住所、方書、生年月日、性別、続柄、住定日、住民票コード、個人番号、
4099 従前の住所) を引き継げること。

4100 その場合、住民基本台帳に記載されている日本人住民票を削除できること。

4101

4102 日本国籍を離脱し外国の国籍を取得した者の削除及び登録が行えること。

4103 その際、登録日本人データを検索し、同じ宛名番号を宛名番号として登録
4104 が行えること。

4105

4106 【考え方・理由】

4107 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取り扱い
4108 となっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となっ
4109 た。そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐととも
4110 に、外国人情報を削除する処理を行うもの。

4111

4112 中核市市長会ひな形に付記

4113 なお、外国人住民日については日本人の住民日を引き継ぐわけではなく、
4114 国籍喪失の日が外国人住民日になるため、No. 142 と異なり、住民となった
4115 日は引き継がないこととしている。

4116 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同
4117 一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ各
4118 地方自治体の地方自治体内統合宛名システムから名寄せを行っていると考え
4119 られ、そうであれば帰化時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純
4120 であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前
4121 提に機能要件を定めることとした。

4122 外国人の宛名番号を日本人と違う番号体系にしている地方自治体もある
4123 が、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。

4124 ※準構成員におかれましては、上記の運用で他業務連携等の観点から問題
4125 ないか、理由とともに備考欄にご記入ください。

削除: 住民日、

削除: ,

削除: 情報

削除:。

削除: 付加

削除:。

削除: 団体

4133 **No. 144 (外国人/在留資格取得)**

4134 **【標準仕様書案】**

4135 在留資格取得の入力ができること。

4136

4137

4138 **【考え方・理由】**

4139 外国人住民も住民基本台帳に記載されているため、在留資格取得の入力が
4140 必要

4141

4142 中核市市長会ひな形に付記

4143 なお、自治体A_251のような、「前住所について、空白にできること。」と
4144 いった機能については、イレギュラーリストとして別途整理する。

4145

削除: .
改ページ

削除: .

削除: 付加

削除: .

削除: .

4153 No. 144-2 (外国人/在留資格取消し・変更)

4154 【標準仕様書案】

4155 在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)
4156 等出入国在留管理庁通知に基づき、削除できること。

4157 出入国在留管理庁通知の対象者については、特別永住者を除き自動で更新
4158 できること。自動更新された場合、項目毎に変更前と変更後の内容を記載し
4159 たりリスト(処理結果リスト)が一覧表として作成・出力できること。

4160 なお、通知日にかかわらず取り込み未対象者が一覧でき、取り込み未対象
4161 者について、手動で取り込みができること。

4162

4163 【考え方・理由】

4164 外国人住民も住民基本台帳に記載されているため、在留資格取り消しの入
4165 力が必要

4166

4167 中核市市長会ひな形に付記

4168 自動更新や処理結果リストの作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取り
4169 込みができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模
4170 によって大幅な省力化につながるため地方自治体からのニーズは高く、当該
4171 機能を記載することとした。

4172 中核市等以外の人口規模への本仕様書の拡張・縮退の検討の際には、本機
4173 能の可否について改めて検討する。なお、本機能が実装された場合も、その
4174 機能を用いるか用いないかは当該地方自治体の判断となる。

4175 No. 36と統合

4176

削除: 在留資格の変更に基づき新たに住民登録が行えること。

削除: の

削除:。

削除: 付加

削除:。

削除: 団体

削除:。

4185 N o . B 8 (外国人/入管法の住居地届出)

削除: 居住地

4186 【標準仕様書案】

4187 「市町村連携仕様 連携インターフェース仕様(パナソニック システムソ
4188 リューションズ ジャパン株式会社)」の仕様に基づき、外国人の異動情報を、
4189 「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に区別し、市町村伝達を送信で
4190 きるとともに、対象者一覧が自動作成できること。オンライン送信又は媒体
4191 送信ができ、送信のタイミングは定めないが異動の時系列は担保されること。
4192 そのほか、以下について実行できること。

4193 ・ 出入国在留管理庁長官通知に基づき住民記録データを修正した場合は、
4194 市町村通知は送信されないこと。

4195 ・ 転出予定者は予定日になったら市町村伝達を送信

4196 ・ 特別永住者証明書に関する市町村伝達の送信

4197 ・ 送信した市町村伝達の照会。一覧表の印字

4198 ・ 送信した市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末における処理結果を
4199 取込み、エラー情報を含む処理結果の照会

4200 ・ 送信した市町村通知の再送信。再送信の際は直前の異動を取消し、本来
4201 の異動内容に変更して送信することができること。

4202 ・ 整合性確認機能は不要である。

4203 ・ 在留カードの裏書が終了していない者に通知書が出力できること。

4204 なお、区画整理・住居表示変更等に伴う一括送信は、標準機能としては対
4205 応不可で構わない。

4206 異動入力後は、アラートメッセージ等の表示又は住居地届出の有無を選択
4207 すること等により、市町村通知(住居地届出)の送信漏れ及び誤送信の防止
4208 ができること。

4209 入力処理時に住居地届出が未済の場合は、その旨をアラートメッセージ表
4210 示等で確認できること。

4211 ※エラー・アラート項目の整理(N o . C)の中で、別途整理
4212 経過滞在者について、一覧表の作成・出力ができること。

削除: 。

削除: 。

削除: 。

削除: 。

4214 【考え方・理由】

4215 外国人住民も住民基本台帳に記載され、入管法の住居地届出の市町村通知
4216 を送信する必要がある。

削除: 「住基法・入管法」と「入管法」、「住基法」に
区別し、市町村通知を送信できるとともに、対象者一
覧が自動作成できること。 .
また、職権修正にも対応できること。 .
なお、在留カードの裏書が終了していないものに通知
が出力できること。 .
市町村通知の修正が必要なものについては、修正後に
送信できること。 .

削除: ー

削除: ,

4233
4234
4235
4236
4237
4238
4239
4240
4241
4242
4243
4244
4245
4246
4247

中核市市長会ひな形に付記
在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力する機能は、法令上
求められているものではなく、分科会において当該機能を用いている自治体
がなかったことから、ニーズも少ないと判断し、不要とした。

なお、対象者一覧、一覧表の出力をそのための機能として記載するか、EUC
で対応することとするかは別途検討

※中核市市長会 B8「異動入力後は、アラートメッセージ等の表示又は住居
地届出の有無を選択すること等により、市町村通知（住居地届出）の送信漏
れ及び誤送信の防止ができること。

入力処理時に住居地届出が未済の場合は、その旨をアラートメッセージ表
示等で確認できること。」については、エラー・アラート項目の整理（No.
C）の中で、別途整理

削除: 付加

削除:。

削除:。

削除:，

4252 No. 145 (外国人/事実上の世帯主管理)

4253 【標準仕様書案】

4254 法適用外の外国人（在外米軍や外交官等）や児童養護施設へ入所している
4255 場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、備考欄へその者の氏名が記載で
4256 きること。

削除: 外国人が

削除: の場合、当該情報を管理することができるこ
と。
また、住民票の

4258 【考え方・理由】

4259 要領第2-1-(2)-エ-(エ)で求められているため必要
4260

削除: 制度的に不要。

4266 N o . 1 4 6 (戸籍通知 / 9 条 2 項)

4267 【標準仕様書案】

4268 申出又は錯誤等により、修正ができること。
4269 戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の
4270 世帯主名を修正できること。

4271 なお、世帯員の備考には自動で「職権により世帯主修正」と記載できるこ
4272 と。

4273 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

4274

4275

4276 【考え方・理由】

4277 本籍地市町村から、戸籍通知 (法第 9 条 2 項) が送付され、それに基づい
4278 て住民基本台帳の戸籍事項を記載等行う。

4279

4280 中核市市長会ひな形に付記 (N o . 1 9 2 に移動) 。

4281

4282 ※異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理 (N o . D)

4283 ※ 一覧表は E U C 対応

4284

4285

削除: 本籍地市町村から送付される「戸籍届の通知」、
「戸籍のシステム化通知」、「本籍地の行政区画変更通
知」、「本籍地の地番変更通知」、「本籍地の地番変更通
知」、「本籍地の土地の名称変更通知」、「本籍地の住居
表示実施通知」、「戸籍修正通知」に基づいて、住民票
の記載内容を変更することができること。 .
本籍地市町村から送付される「戸籍の電算化通知」、
「本籍地の行政区画・地番変更・土地の名称変更、住
居表示実施通知」、「戸籍修正通知」等により、修正が
できること。...

削除: /

削除: 修正する

削除: 付加

削除: 。

4300 No. 147 (特別永住者/切替異動者リスト及び案内作成)

削除: 該当者

4301 【標準仕様書案】

4302 指定した切替対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、切替異
4303 動者リスト(有効期限を含む。)と案内を作成すること。

削除: および

4304 切替年月日を経過した特別永住者について(自動的に)定期的に切替案内
4305 が作成されること。

削除: 該当者

4306 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。

削除: 次回確認基準日

4307

4308 【考え方・理由】

4309 外国人住民も住民基本台帳に記載され、特別永住者について、切替異動者
4310 リスト(有効期限を含む。)と案内を作成する必要がある。

削除: 該当者

4311

4312 中核市市長会ひな形を踏襲。

削除: 踏襲

4313 ※構成員・準構成員におかれましては、切替年月日を経過した特別永住者に
4314 対する案内を自動作成する機能について機能として盛り込むか、EUCで対応
4315 するか、そもそも不要かについて、理由とともに備考欄にご記入ください。

4316

4323 No. 147-2 (特別永住者/申請受理処理)

4324 【標準仕様書案】

4325 各種申請書について、当該者の国籍・氏名・生年月日・住居地・特別永住
4326 者証明書番号が印字された様式が出力できること。

4327 申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定
4328 通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。
4329 また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごと
4330 に取消前と取消後が印字された確認票が出力できること。

削除: 各

4331 出入国在留管理庁から特別永住者証明書を接受した者について、交付待ち
4332 状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票が出力でき
4333 ること。

削除: 各

4334 出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後
4335 が印字された確認票が出力できること。

削除: 各

4336 法務省あてに市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後が印字され
4337 た確認票が出力できること。同時に交付済の状態にすること。

削除: 宛

削除: 各

4338 返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。
4339 交付予定期間に特別永住者証明書を受領に来ない場合に、不交付返戻情報
4340 を入力できること。

4341 誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴
4342 の削除ができること。ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。

4343

4344 【考え方・理由】

4345 ※構成員から、特別永住者証明書の申請受付事務は、既存住基システムに
4346 おいて上記のように運用しており、本機能がなければ作業効率が著しく低下
4347 するため、追加を希望するとの要望がありました。構成員・準構成員におか
4348 れましては、当該機能が必要か、理由とともに備考欄にご記入ください。

4349

4350

4356

4357

4358

4359

4360

4361

4362

4363

4364

4365

バッチ

4366 No. 148 (バッチ/異動・発行抑止対象者)

4367 【標準仕様書案】

4368 発行抑止対象者一覧表を作成できること。
4369 発行抑止対象者を宛名システム等にデータ連携ができること。

4370
4371

4372 【考え方・理由】

4373 発行抑止対象者は、設定した後、発行停止状態のままになることを防止す
4374 るため、一定期間後にメンテナンスを行うための一覧表を作成し確認する。
4375 また、発行停止者は、課税証明発行の際にも留意が必要な場合があるため、
4376 データ連携する。

削除:あと

4377
4378 中核市市長会ひな形を踏襲 (一覧表はEUC対応)。

削除:踏襲

4379
4380 ※ 5 論点該当
4381 ※ データ連携に関しては、地方自治体システムデータ連携標準検討会と
4382 連携して検討

削除:。

削除:。

4383

4388 No. 149 (バッチ/転入予定者一覧)

削除: 転出予定者一覧

4389 **【標準仕様書案】**

4390 転出予定のままで転出未確定者の一覧表を作成できること。対象者一覧表
4391 を作成できること。

削除: .

4392

4393

4394 **【考え方・理由】**

4395 制度上、転出した者について、転入予定地への転入の事実及び転入年月日
4396 を確認することまでは求められていない。ただし、転入通知が送られてきて
4397 いない場合、受け取れていない転出元の問題なのか、転入先で送付が漏れて
4398 いるのか判断できないため、転出元で確認しているという事情もあるため、
4399 当該機能のニーズについて議論を行った。その結果、複数の地方自治体から、
4400 現在は、転出した者について、転入予定地への転入の事実及び転入年月日を
4401 確認しているが、制度上、求められていないなら確認しない運用に改めるた
4402 め不要との意見があったため、本機能は不要と判断した。

削除: .

4403 なお、一覧表を実態調査のために使用するというニーズについては、住ん
4404 でいない人が実際に住んでいるかもしれないという切り口で調査を行うこ
4405 とはないため、そのニーズに配慮して機能を盛り込む必要はないと考えられ
4406 る。

4407

4408

4412 No. 150 (バッチ/除票廃棄)

4413 【標準仕様書案】

4414 150年経過した住民票除票については、廃棄すること。

4415 なお、本件は、総務大臣が定める日までは、オプションとして、「150
4416 年経過した住民票除票については、廃棄したものとして証明等発行を制限す
4417 ること。」との機能を備えることで、本機能に代えることができる。

削除: および改製原住民票

4419 【考え方・理由】

4420 中核市市長会ひな形を踏襲。ただし、改製原住民票は、住民票除票に包含
4421 されるものであることから、記載を削除。

削除: 踏襲

4422 また、デジタル手続法による改正後の法(除票の150年保存)は総務大
4423 臣が定める日から施行されることとされていることから、総務大臣が定める
4424 日までは、オプションとして、「150年経過した住民票除票については、
4425 廃棄したものとして証明等発行を制限すること。」との機能を備えることで、
4426 本機能に代えることができることとする。

削除: .

削除: .

削除: 住民基本台帳

削除: および改製原住民票

4434 N o . 1 5 1 (バ ッ チ / 成 年 被 後 見 人)

削除: リスト

4435 【標準仕様書案】

4436 異動者に転出があった場合、転出先市区町村へ発送する通知書を作成でき
4437 ること。

削除: 該当者

4438 対象者については、成年被後見人の設定ができること。

4439

4440

4441 【考え方・理由】

4442 中核市市長会ひな形を補完（一覧表はEUC対応）。

4443 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えら
4444 れるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を
4445 提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要が
4446 あることから関係がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付さ
4447 れるため、市区町村間で連携されていないと転居先が了知できず、当該成年
4448 被後見人の当初の住所地の地方自治体が他の地方自治体に通知する必要がある。
4449 中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられる
4450 ため、標準案にも盛り込む。

4451 なお、地方自治体A_376、412のような一覧表については、EUC機能によ
4452 り対応する。

4453 ※地方自治体A_122のような、アラート等により、「成年被後見人」とわか
4454 るといった機能は、エラー・アラート項目の整理（N o . C）の中で、別途整理
4455

4456

4457

4458

4461 No. 152 (バッチ/閲覧簿)

4462 **【標準仕様書案】**

4463 抽出条件を指定（例：支援措置対象者を除く、ランダム順位）した住民基
4464 本台帳閲覧簿の作成・出力ができること。

4465 全件リストについては、PDF又はCSVで出力ができること。

4466

4467 **【考え方・理由】**

4468 住民基本台帳閲覧簿は、PDFによる閲覧や特別な閲覧システムに移すため
4469 のCSVデータで作成することが想定される。

4470

4471 中核市市長会ひな形を補完、

4472

削除。

4474 N o . 1 5 3 (バッチ/無作為抽出・条件指定抽出)

4475 **【標準仕様書案】**

4476 性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することが
4477 ~~できること。~~

4478 ~~対象者の宛名シールを出力することができること。~~

4479 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整理

4480

4481 **【考え方・理由】**

4482

4483 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理 (N o . E) の中で、別途整理

4484 ※汎用機能 (住民記録システム対象外)

4485

4486 No. 154 (バッチ/住所一括変更)

4487 【標準仕様書案】

4488 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができること。

4489 以下について対応できること。

4490 ・抽出した対象者について、地図会社とのデータの授受機能は不要

削除。

4491 ・現住所については、世帯番号と変更前後が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。住民票備考の自動設定

削除。

4492 ・本籍については、宛名番号と変更前後が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。住民票備考の自動設定

削除。

4493 ・仮処理と本処理ができる。(仮処理は本処理の概ね2週間前とする。)処理結果を確認するための一覧表と住民票原票が一括印刷できる。

4494 ・抽出時点の対象者と、本処理時点での対象者および変更前のデータが相違する者(転出予定者を含む)については、一括更新から除外して構わない。

4495 ・一括更新した者について、変更通知書と変更証明書が印刷できる。通知書について、電子証明書の所有有無の考慮は不要

削除。

4496 ・一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要

削除。

4497 ・他業務システムとのデータ連携は、標準機能としては対応不要である。印鑑登録業務における印鑑登録原票の一括印刷も標準機能としては対応不要である。

削除。

4498 ・郵便局や金融機関等の他機関へのデータ提供は、対応不要である。

4499 住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、
4500 「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表
4501 が作成・出力できること。

4502 (住居表示・土地の名称・地番変更発生時のSE作業による対応可。)

4503 該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前
4504 /異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表が作成・
4505 出力できること。

4506 戸籍附票記載事項通知(19条1項通知)情報を作成し、通知が一括送信
4507 できること。

4508 住居表示、土地の名称、地番変更等について、住民宛通知、若しくは住所
4509 変更の証明書を作成・出力できること。

4526 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（No. E）の中で、別途整理
4527

4528 **【考え方・理由】**

4529 中核市市長会ひな形に付記

4530
4531 ※火葬証明書の発行等の他業務関係の整理（No. E）の中で、別途整理
4532 ※汎用機能（住民記録システム対象外）
4533
4534

削除: 付加

削除。

4537

4538

4539

4540

4541

4542

4543

C S 連携 ・ 番号連携

4544

4545

4546

4547 No. 196 (CS連携/CSへの自動送信)

4548 【標準仕様書案】

4549 転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書（J-LIS）」の
4550 電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること。送付先情報につい
4551 ては、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。

4552 なお、送信方法（回線や媒体）や送信のタイミングは定めないが、異動の
4553 時系列は担保されること。

4554 広域交付地市町村より広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域交
4555 付住民票情報をCS経由で交付市町村CSへ送信できること。

4556 住基ネット共同利用に対応できること。

4557 なお、区画整理・住居表示変更等に伴う一括送信は、標準機能としては対
4558 応不可で構わない。

4559 〴〵 その他、以下について実行できること。

- 4560 ・CSに対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信
- 4561 ・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転
4562 出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会。一覧表への印
4563 字
- 4564 ・送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転
4565 出証明書情報、送付先情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して
4566 送信できること。
- 4567 ・管内本籍者と管外本籍者について、戸籍附票記載事項通知の自動送信
- 4568 ・異動処理に基づいた前住所地（未届地・最終住民登録地を含む）への転
4569 入通知（9条1項通知）の自動送付
- 4570 ・住基ネットから受信した住民票コード空きコード、転入通知情報と転出
4571 証明書情報の取込。一覧表への印字

4574 【考え方・理由】

4575 CSへの連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、標準仕様
4576 書では自動連携方式を想定する。

4577 ※J-LISからは、住基ネットとしては、いくつかの連携方式を選択で
4578 きるようにしており、システムの都合だけでなく、業務的に、敢えて自動連
4579 携をしていない地方自治体があるかもしれないとの指摘があったため、構成

- 削除: 住所
- 削除: は
- 削除: 異動情報（本人確認情報や戸籍附票情報）
- 削除: .
- 削除: 。
- 削除: 変更
- 削除: 。
- 削除: 個人番号要求情報の照会。
- 削除: 住民異動届と同日に発生した「個人番号変更請求による個人番号の変更要求」の一括送信。（CS連携停止までに一括送信等ができ、連動エラー等が発生しない。）
- 削除: .
- 削除: ,
- 削除: 現住所が変更となる異動（未届転入・住所設定を含む）の検出、...
- 削除: 変更
- 削除: （19条1項通知）
- 削除: 住基ネットを介した
- 削除: 。
- 削除: .
- 削除: 転出先への転出証明書情報の出力と住基ネットを介した自動送信。...
- 削除: を介して
- 削除: 「
- 削除: 」の取込（一括処理）
- 削除: 。
- 削除: .

4608
4609
4610
4611
4612

員・準構成員におかれましては、敢えて自動連携としない理由があれば、具体的に備考欄にご記入ください。

中核市市長会ひな形に付記。機能の網羅性を確保

削除: 付加

削除:

4615 No. 197 (CS連携/整合性確認)

4616 【標準仕様書案】

4617 CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。

4618

削除: することができ、不整合についてはエラーリストを出力することができること。…

4619 【考え方・理由】

4620 中核市市長会ひな形を踏襲

4621 エラーリスト（紙のみ）はCSでのみ印刷され、データでの出力機能はな

4622 いため、既存住基システム側での出力機能は実現できない。

4623

削除: 踏襲

削除: (エラーリストは、EUC出力にも対応。)

4628 No. 198 (CS 連携/カード管理状況)

4629 【標準仕様書案】

4630 住基カード及び個人番号カード、通知カードの発行・管理の運用状況につ
4631 いてCS連携できること。

4632 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。

4633 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力できる
4634 こと。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。

4635
4636 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタ
4637 に以下の出力ができること。

4638 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面
4639 プリンタに出力できること。

4640 ・券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留
4641 カード、特別永住者証明書とする。

4642
4643 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、
4644 公印の4項目が出力できること。

4645 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調
4646 整できること。

4648 【考え方・理由】

4649 中核市市長会ひな形に付記

4650
4651 CSから連携されるのは発行・管理状況ではなく運用状況であり、カード
4652 の種類も住基カードと個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・
4653 管理」という文言は削除

4654 個人番号カード交付申請書は、統合端末から発行される申請書ID付きと、
4655 J-LIS ホームページで公開される手書き用(番号カード要領記載)の2種類
4656 である。住民記録システムで出力できるのは後者であるため、手書き用のフ
4657 ォーマットにて出力する必要がある。

4658 個人番号カード交付申請書を J-LIS 指定のフォーマットにて出力する機
4659 能については、分科会の議論において、手書き申請書は申請書IDが付され
4660 ず、事務が繁雑になることや混乱が生じること等の懸念もあるが、窓口業務

削除、

削除: 若しくは住基ネット統合端末

削除、

削除、

削除: 付加

削除、

削除、

削除: 事務処理

4669 をアウトソーシングしている地方自治体にとっては、統合端末を委託事業者
4670 が扱えないため、当該機能が必要であるとの意見があったため、記載するこ
4671 ととした。

4672 また、異動内容等の情報をカード券面プリンタに出力する機能については、
4673 分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問
4674 題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリンタに出力して
4675 印字する方が良いとの意見があったため、記載することとした。

4676 なお、これらの機能がない地方自治体もあることから、中核市等以外の人
4677 口規模への本仕様書の拡張・縮退の検討の際には、これらの機能の要否につ
4678 いて改めて検討する。なお、これらの機能が実装された場合も、その機能を
4679 用いるか用いないかは当該地方自治体の判断となる。

4680 記載事項変更案内や返納案内の発行、利用者電子証明書の住基台帳カー
4681 ド・個人番号カードへの格納有無の確認機能、再交付の事務のための機能は、
4682 地方自治体のニーズが低いため不要。

削除: 団体

削除:。

4687 N o . 1 9 9 (CS 連携/カード管理システム連携)

4688 【標準仕様書案】

4689 異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。
4690 番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる住所を送付
4691 先として設定できること。
4692 送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。
4693

削除: 住所

4694 【考え方・理由】

4695 中核市市長会ひな形を踏襲
4696 作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付でき
4697 ているかの検索、確認は必要である。確認方法はシステムである必要はない
4698 ため、代替手段の有無も含めて検討する。
4699

削除: 踏襲

削除:。

4703 No. 200 (番号連携/個人番号の付番)

4704 【標準仕様書案】

4705 住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。
4706 また、生成された個人番号の取込ができること。
4707 職権等による個人番号の変更要求ができること。
4708

4709 【考え方・理由】

4710 番号法により、住基ネット回線経由で個人番号の生成要求を行うこととな
4711 った。また、生成された個人番号を取込み、住民基本台帳に記載する。
4712 個人番号の漏洩等で悪用の恐れがある等で職権による個人番号の変更も
4713 行う。

4714
4715 中核市市長会ひな形に付記
4716 地方自治体A_416 のような一覧表機能は EUC に対応可能であり、機能と
4717 しては地方自治体のニーズが低いため不要
4718
4719

削除: 付加

削除:。

削除:。

4723 No. 201 (番号連携/符号の取得)

4724 【標準仕様書案】

4725 住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。

4726

4727 【考え方・理由】

4728 情報提供ネットワークで使用する機関別符号は、住基ネット回線を通じ取得要求し、最終的に中間サーバに符号が格納される。

4729

4730 なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。

4731

4732 中核市市長会ひな形を踏襲

4733

4734

削除: 踏襲

削除:。

4737 N o . 2 0 2 (旧氏対応/旧氏の管理)

4738 【標準仕様書案】

4739 旧氏の管理ができ、記載、変更、削除、履歴管理、証明発行が可能である
4740 こと。また、国外への転出時に記載していた旧氏を、その後最初の国外から
4741 の転入時に引き継ぐことができること。

4742

4743 【考え方・理由】

4744 法の改正により、住民基本台帳に旧氏の記載が可能となった。また、住民
4745 票の写しにも記載する事ができる。

4746

4747 中核市市長会ひな形を踏襲
4748 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初に国内から転入した際には、
4749 当該旧氏を引き継ぐことができるため、窓口でその旨住民に確認し、改めて
4750 請求手続を行う必要はない。ただし、当該旧氏の特定の的確に行うため、国
4751 外転出時の除票を添付させることが適当である。(旧氏併記に係る質疑応答
4752 (総行住第9号 (R1.5.15) 参照)

4753 ※旧氏の履歴情報については、住基法改正に伴い、住基ネットの機能とし
4754 て実装していることから、履歴管理については重複機能と思われるため、構
4755 成員・準構成員におかれましては、旧氏の履歴管理機能の要否について、具
4756 体的な理由とともに備考欄にご記入ください。

4757

4758

削除: 住民基本台帳

削除: 踏襲

削除:。

4762 No. 203 (コンビニ交付/コンビニ交付サーバ連携)

4763 【標準仕様書案】

4764 広域交付システムインタフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応し
4765 ていること。

4767 ※ 印鑑登録システムについての機能であり、住民記録システム標準仕様
4768 書に記載する機能としては不要（なお、No. E参照）
4769

4770 【考え方・理由】

4771 コンビニ交付を行わない地方自治体は不要なので、オプション扱いとする。
4772 ただし、標準仕様書では、オプション機能も含め定義を行うもの。
4773 コンビニ交付については、既存住記システム⇒(データ連携)⇒コンビニ
4774 交付サーバという仕組みで対応しているパッケージと、既存住記システム側
4775 で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文、証明書PDFを出
4776 力するパッケージが併存しているため、どちらかに限定しない記載とする。

4777
4778 中核市市長会ひな形を踏襲

4779
4780 ※ 中核市市長会 203「コンビニ交付サーバ向けの……印鑑登録情報の全件
4781 データが作成できること。」印鑑登録システムについての機能であり、
4782 住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要（なお、N
4783 o. E参照）
4784

削除: コンビニ交付サーバ向けの住民票の写しの全件
データが作成できること。
また、異動データの連携ができること。

削除: 団体

削除:。

削除: 踏襲

削除:。

4792 No. 204 (コンビニ交付/シリアル番号連携)

4793 【標準仕様書案】

4794 住基ネット回線経由で個人番号カードの IC チップに格納されている利用
4795 者証明電子証明書のシリアル番号連携ができること。

4796

4797 【考え方・理由】

4798 コンビニ交付では、利用者は利用者証明を用いて本人確認を行い、申請情
4799 報はシリアル番号とともに証明発行サーバに送信される。この送信されたシ
4800 リアル番号と住基ネット回線経由で取得したシリアル番号を突合すること
4801 により、本人からの申請であることを確認するもの。

4802 コンビニ交付を行わない地方自治体は不要なので、オプション扱いとする。
4803 ただし、標準仕様書では、オプション機能も含め定義を行うもの。

4804

4805 中核市市長会ひな形を踏襲

4806

4807 ※ シリアル番号は個人番号カードではなく電子証明書に記載のものであ
4808 るため、「個人番号カード」から「利用者証明電子証明書」に記載を変
4809 更

4810

4811

削除。

削除: 団体

削除。

削除: 踏襲

削除。

削除。

4818

4819

4820

4821

4822

4823

4824

住民記録システム基本要件書

4825

基本要件 1 - 2

4826

共通カスタマイズ要件書

4827

4828

4829 ※なお、「共通カスタマイズ要件書」という項目を立てているのは、単に、中核
4830 市市長会ひな形において当該項目があったために、作業の便宜上、立ててい
4831 るものであり、今後、本検討会において作成する住民記録システム標準仕様
4832 書においてカスタマイズとして整理する趣旨ではない。

4833 (今後の議論の整理の中で、その他の各項目に溶け込ませる。)

4834

4835

4836 No. A1 (共通/宛名番号・世帯番号付番)

4837 【標準仕様書案】

4838 宛名番号、世帯番号は、自動付番できること。

4839 宛名番号、世帯番号は、それぞれ単純連番とし、最下位の1桁はチェック
4840 デジットとする。チェックデジットはモジュラス11とする。

4841

4842 【考え方・理由】

4843 各地方自治体の付番方法が異なり、標準仕様に記載すると実務に大きな影
4844 響を及ぼすため、「市区町村指定の規則に添って」付番できるとした。

4845

削除: それぞれの市区町村指定の規則に添って

4847 **№． A 2（証明共通/証明書様式設定）**

4848 **【標準仕様書案】**

4849 各証明書のレイアウトは、標準様式を用いること。

4850

4851 **【考え方・理由】**

4852 ※ 標準仕様として、各証明書レイアウトを決定するので、それを採用

4853

削除。

4855 No. A3 (証明発行/履歴照会)

4856 **【標準仕様書案】**

4857 各証明書の発行履歴(日時、場所、請求者、記載事項、枚数等)を照会で
4858 きること。

4859

4860 **【考え方・理由】**

4861 No. 26に統合

4862

削除。

4864 No. A4-A18 (統計)

4865 **【標準仕様書案】**

4866 システム移行においては、新システム稼働月以降の集計ができること（新
4867 システム稼働月以前の集計は、旧システムで行うこと。）。

4868

4869 **【考え方・理由】**

4870 統計処理に関するシステム設計は、ベンダごとに異なり、新システムで、
4871 旧システム時代の各種集計表を印字するにあたり、データ移行が非常に困難
4872 になることが想定される。また、システムの稼働日が1日でなかったり、稼
4873 働月が1月でなかったりすると、ぶつけるための異動データもデータ移行し
4874 なければならず、さらに困難な状態になる。

4875 このため、運用にて対処できる記載とする。

4876

4877

4878 No. A19・A20 (特別永住者/切替予定数調査 (年度・月))

4879 【標準仕様書案】

4880 次回確認日の支所別 (区役所別)、年度別集計表を作成できること。
4881 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できるこ
4882 と。

削除: 次回確認日

4884 【考え方・理由】

4885 統計・一覧表等について、そのための機能として標準仕様に盛り込むか、
4886 EUCにより対応するかは、以下の考え方で整理する。

- 4887 ○ 以下については、そのための機能として標準仕様に盛り込む。
- 4888 ・ 法令等により位置付けられた様式 (例: 住民票の写し、転入通知)
 - 4889 ・ 国により様式が定められているもの
 - 4890 ・ 国が行う統計調査

4891 それ以外については、EUCにより対応することとし、EUCで最低限出
4892 力できるべき統計・一覧表等を例示する。例示された統計・一覧表等をどの
4893 ようにすればEUCで出力できるかについては、ペンダはマニュアル等にお
4894 いて示さなければならない。

削除: ペンダ

4895 ただし、切替予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切り
4896 替え事務は入管特例法の法定受託事務であるが、支所別というのは各地方自
4897 治体固有要件である。

削除: 団体

4898 各支所で特別永住者の証明書切替事務を行っている地方自治体の場合、事
4899 務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの地
4900 方自治体には不要な帳票であるため、標準化対象外にするべきか(検討継続)。

削除: 団体

削除: 団体

4901 法定の様式や都道府県統計、公印の押されている証明書や通知、これらに
4902 基づく月次のルーティン処理等についてはパッケージ機能としてロジック
4903 を組むべき。法定様式の有無については要確認。(法定の様式あるかどうか
4904 確認)

4905 ※切替予定数調査については、入管庁は実施しておらず、地方自治体が自主的
4906 に行っている調査と考えられるため、構成員・準構成員におかれましては、そ
4907 もその(当該地方自治体全体の)年度別集計表の要否及び支所別(区役所
4908 別)の年度別集計表の要否のそれぞれについて、理由とともに備考欄にご記入
4909 ください。

削除: .

4916
4917
4918
4919
4920
4921
4922
4923
4924
4925
4926
4927
4928
4929
4930
4931
4932

住民記録システム基本要件書

基本要件 1 - 3

個別カスタマイズ要件書

削除: [除く・業務関連]

※なお、「個別カスタマイズ要件書」という項目を立てているのは、単に、中核市市長会ひな形において当該項目があったために、作業の便宜上、立てているものであり、今後、本検討会において作成する住民記録システム標準仕様書においてカスタマイズとして整理する趣旨ではない。
(今後の議論の整理の中で、その他の各項目に溶け込ませる。)

4934 No. B4 (地域情報プラットフォーム標準仕様連携)

4935 【標準仕様書案】

4936 地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットから
4937 のデータ受信(国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍)
4938 及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠
4939 レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP連携ができるようにす
4940 ること。

4941 なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム
4942 標準仕様準拠製品(PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。)を用いる
4943 こと。
4944

4945 【考え方・理由】

4946 統合DBの使用の有無にかかわらず対応可能になるよう中核市市長会ひな
4947 形に付記
4948

削除、

削除、

削除、

削除、

削除、

削除: 付加

削除。

4956 **№． B 5（抑止設定/支援措置）**

4957 **【標準仕様書案】**

4958 ※エラー・アラート項目の整理（№． C）の中で、別途整理

4959

4960 **【考え方・理由】**

4961 ※「支援措置対象者の抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日付が初期
4962 表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分は、エラー・
4963 アラート項目の整理（№． C）の中で、別途整理

4964 一覧表については、EUCで対応可能であり、機能としては~~地方~~自治体の
4965 ニーズが低いと考えられるため不要

4966

4967

削除。

4969 N o . B 6 (抑止設定/住民異動不受理)

4970 【標準仕様書案】

4971 ※エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

4972

4973 【考え方・理由】

4974 ※「住民異動不受理申請による抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日
4975 付が初期表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分
4976 は、エラー・アラート項目の整理 (N o . C) の中で、別途整理

4977 一覧表については、EUC に対応可能であり、機能としては~~地方~~自治体の
4978 ニーズが低いと考えられるため不要

4979

削除。

4981 No. B7 (証明発行/発行番号記載)

4982 【標準仕様書案】

4983 発行番号を証明書に記載できること。
4984 また、発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。
4985 発行番号は以下の表示方法とすること。
4986 発行年月日・市町村名・発行端末名番号・発行番号・ページ数／総ページ
4987 数
4988 例：20200502 ●●市 本庁1 011 1/2
4989 ※「住民票の写し等が複葉にわたる場合の住民票の写し等の交付事務に係
4990 る質疑応答について（平成18年1月24日総行市第12号）」で上記を選択肢
4991 として示していますが、構成員・準構成員におかれましては、標準案として
4992 これで良いか、それ以外で良い案があるか、備考欄にご記入ください。

4993

4994 【考え方・理由】

4995 中核市市長会ひな形を~~踏襲~~
4996 なお、発行場所を証明書に記載する機能については、発行番号の付け方(例
4997 えば、発行番号の1文字目を発行場所を示す番号とする等)により対応可能
4998 であり、~~不要~~

4999

228 / 240

5004 **№. B 8 (外国人/入管法のための住居地届出)**

5005

5006 ※ 本項目は、№. 144-2の次に移動した。

5007

5008 No. B9 (住民票改製/改製条件)

5009 **【標準仕様書案】**

5010 ※5 論点該当 (改製)

5011

5012 **【考え方・理由】**

5013 ※5 論点該当 (改製)

5014

5015 No. B10 (バッチ/出生経過滞在者)

削除: 住民票改製/改製条件

5016 【標準仕様書案】

5017 不要

5018

5019 【考え方・理由】

5020 EUCで対応可能であり、本機能を利用せずに対応している地方自治体も
5021 あることから、住民記録システム標準仕様書に記載する機能としては不要

5022

5023

5025

5026

5027

5028

5029

5030

5031

5032

5033

5034

エラー・アラート項目

5035 **No. C (エラー・アラート項目)**

5036 エラー・アラート項目については、それ以外の機能がある程度整理できた
5037 段階で、改めて整理する。

5038

5039 **(参考) エラー・アラート表示に関わる項目**

5040 **No. 1 (共通/EUC機能)**

5041 オンライン処理に影響が出る場合はアラートメッセージが表示されること。

5042

5043

5044 **No. 23 (検索・照会/処理画面)**

5045 ※地方自治体D50のような「同時サービスの発行・再発行が行えること」

5046

5047 **No. 39 (抑止設定/メモ機能)**

5048 当該個人又は世帯について照会、異動処理、証明書発行を行う際には、アラート表示されること。

5049

5050

5051 **No. 63 (異動共通/届出日設定)**

5052 ※中核市市長会 63「未来日の入力があった場合又は存在しない日付又は現在の年号以外の入力は、アラート表示すること。」については、エラー・アラート項目の整理 (No. C) の中で、別途整理

5053

5054 ※地方自治体A61のような「未来日・実存しない日・現年号等以外を入力した場合は、エラーメッセージ表示等ができること。」についても、エラー・アラート項目の整理 (No. C) の中で、別途整理

5055

5056

5057

5058

5059 **No. 64 (異動共通/異動日設定)**

5060 ※中核市市長会 64「転出以外の異動を未来日で入力又は異動前の住定日より遡る日付の場合、エラー表示すること。」については、エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

5061

5062 ※地方自治体A63のような「未来日付の異動 (転出を除く)、存在しない

5063

削除。

削除。

日付（閏年以外の2月29日）、異動前の住定日より遡る日等、疑義のある日付が入力された場合は、エラーメッセージ表示等、論理矛盾がチェックされること。」についても、エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

削除。

No. 67（異動共通／入力確認・修正）

証明書発行時には、仮登録状態である旨をエラー対応する等し、注意喚起が必要

削除。

No. 70（異動共通／住民異動届受理通知）

世帯主未設定のケースが判別可能であること。また世帯主が確定していない場合にはアラート表示がされること。

No. 71（異動共通／世帯主変更）

地方自治体A212「除票について誤修正することのないよう「コマンド別」等、予防措置が執られていること」のように、除票の修正・改ざん防止に関する項目は、除票の修正はほぼないものの制度上100%修正できないわけではないため、機能として完全に防止するのではなく、アラートとして、エラー・アラート項目の中で、別途整理

削除。

No. 76（転入／特例転入）

個人番号カード・住基カード保有者における特例転入を利用した転出処理（特例転出）の届出日において、異動日が既に14日を経過している場合は、特例転入を利用した転出処理を不可にできる又はアラートメッセージ表示等により、その旨が分かること。

No. 82（転出／異動条件）

※中核市長会82対象者について「メッセージを表示するとともに」は、エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

削除。

No. 86（転出取消／異動条件）

5100 ※中核市市長会 86 のような「ただし、転入通知の受理に伴う転出確定済
5101 みの場合には、アラート・エラーメッセージが表示されること。」といった
5102 機能については、エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

移動(挿入) [1]

削除。

5104 №. 102 (世帯合併/方書同一性確認)

5105 ※中核市市長会 102 の「方書の異なる世帯の合併の際には、確認メッセー
5106 ジが出力できること。」は、エラー・アラート項目の整理 (№. C) の中
5107 で、別途整理

削除。

5109 №. 109 (世帯一部変更/方書同一性確認)

5110 ※地方自治体 A194 のような、変更の前後で方書が相違している場合は、
5111 アラートが表示できる機能については、エラー・アラート項目の整理の中で、
5112 別途整理

削除。

5114 №. B8 (外国人/入管法の住居地届出)

5115 入力処理時に住居地届出が未済の場合は、その旨をアラートメッセージ表
5116 示等で確認できること。

5118 №. 151 (バッチ/成年被後見人リスト)

5119 ※地方自治体 A122 のような、アラート等により、「成年被後見人」とわか
5120 るといった機能は、エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

削除。

5122 №. B5 (抑止設定/支援措置)

5123 ※「支援措置対象者の抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日付が初期
5124 表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分は、エラー・
5125 アラート項目の整理の中で、別途整理

5127 №. B6 (抑止設定/住民異動不受理)

5128 ※「住民異動不受理申請による抑止設定を行う場合、解除日が1年後の日
5129 付が初期表示1年以上先の日付の場合アラートが表示されること」の部分は、

5134
5135
5136
5137

エラー・アラート項目の整理の中で、別途整理

削除。

5139

5140

5141

5142

5143

5144

5145

5146

異動事由を含む履歴の記載方法

5147

5148

5149 **№. D (異動事由を含む履歴の記載方法)**

5150

5151 異動事由を含む履歴の記載方法については、別途整理する。

5152

5153 **(参考) 異動事由を含む履歴の記載方法が関わる項目**

5154 **№. 21/44 (マスタ管理/備考入力事項管理)**

5155 異動事由と備考文ひな形の対応及び変換のためのマスタ情報が管理でき
5156 ること。

5157 また、異動事由毎に、あらかじめ登録した備考文(マスタ情報で管理して
5158 いる備考のひな形)をもとに備考の自動編集ができること。

5159 また、備考文を証明書に印字する・しないの設定が行えること。

5160 備考内容により、出力抑止・解除の設定等ができること。

5161 **№. 43 (抑止設定/事由管理)**

5162 抑止設定の事由を管理できること。その際、事由毎に備考等が入力できる
5163 こと。

5164 **№. 55 (証明発行/改製原住民票の写し)**

5165 改製原住民票(原票)には、備考欄に改製理由が記載されること。

5166 **№. 100 (世帯主変更/続柄設定)**

5167 ※地方自治体A_183のような「変更事由について、自動で備考欄に記載で
5168 きること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法につ
5169 いての整理の中で、別途整理

5170 **№. 103 (世帯合併/続柄設定)**

5171 合併事由について、自動で備考欄に記載できること。

削除、

5172 **№. 106 (世帯分離/続柄設定)**

5173 ※地方自治体A_192のような「分離事由について、自動で備考欄に記載で
5174 きること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方法の整
5175 理の中で、別途整理

5176

5178 **№. 109 (世帯一部変更/方書同一性確認)**

5179 ※ 地方自治体A_197のような「変更事由について、自動で備考欄に記載
5180 できること。」といった機能については、異動事由を含む履歴の記載方
5181 法の整理の中で、別途整理

5182 **№. 113-2 (届出修正/その他の修正)**

5183 ※ なお、地方自治体A_209のような世帯員の備考には自動で「職権によ
5184 り世帯主修正」と記載する機能については、異動事由を含む履歴の記載方法
5185 の整理の中で、別途整理

削除:

5186 **№. 117 (職権記載/備考欄入力)**

5187 記載理由の備考記載入力ができること。

5188 **№. 121 (職権削除/続柄設定)**

5189 削除事由について、自動で備考欄に記載できること。

削除:

5190 **№. 128 (職権回復/個人情報回復)**

5191 異動者の情報が回復できること。
5192 また、その旨が自動で備考に記載できること。

削除: 該当者

5193 **№. 146 (戸籍通知/9条2項)**

5194 なお、世帯員の備考には自動で「職権により世帯主修正」と記載できるこ
5195 と。

5196 削除: 法第

【標準仕様書案】

個別団体等における非定型的処理に対するニーズ（個別カスタマイズのニーズ）に応えるとともに、住民記録システム標準仕様書を実装したシステムの簡素化、開発及び保守容易性の確保、データの体系及び構造の見える化に資するEUC（エンドユーザーコンピューティング）機能を提供するとともに、利用できる文字情報要件に従うこと。

＜参照元データの提供＞（参照元データは、すべてのテーブルを対象とすること）

「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」における「データ項目一覧表」、「コード構成表」、「コード一覧」に準ずる形式によって、参照元データをRDBMS（リレーショナルデータベース管理システム）によってcsv形式で抽出可能な提供すること。なお、あらかじめRDBMS製品名称、メーカー、バージョンなどを発注者に提示し了解を得ること。また、製品のバージョンアップやセキュリティ・パッチへの対応（方針、作業、影響分析、費用など）についても発注者に提示し了解を得ること。また、中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供すること。

RDBMSとはDBMSのうち、現在最も利用されているリレーショナル型データベース（テーブルという概念でデータの集合を格納し、各テーブルをリレーションによって関係づけたデータベース）を管理するソフトウェアである。表形式でデータを管理し、テーブル間にリレーションシップを結ぶことが可能である。主なRDBMS製品については、以下に示す。

【開発企業など：「製品名称」 有償/無償】

- | | | |
|------------------|-------------------------|----|
| ・Oracle社 | ：「Oracle Database」 | 有償 |
| ・Microsoft社 | ：「Microsoft SQL Server」 | 有償 |
| ・IBM社 | ：「DB2」 | 有償 |
| ・日立製作所 | ：「HiRDB」 | 有償 |
| ・富士通 | ：「Symfoware Server」 | 有償 |
| ・（オープンソースソフトウェア） | ：MySQL | 無償 |
| ・（オープンソースソフトウェア） | ：PostgreSQL | 無償 |

など。

＜EUC機能の提供＞

参照元データを検索する際の条件入力においては、AND条件、OR条件、

NOT条件の設定の他、データの並べ替え、数字項目のカンマ編集や集計、検索結果件数のみの取得ができること。

また、以下の機能が実現できること。

- 抽出条件として、10項目以上を指定することができること。また、各項目に対しては、以上、以下、データ指定、他データ項目との比較ができること。また、文字項目については、前方一致、後方一致を指定し、出力できること。
- コード値については、画面表示や抽出結果において、日本語名称表記を補完するエイリアス設定が可能であること。
- 抽出項目としては、100項目以上が指定できること。また、出力したデータはSUM、COUNT等の集計Excel等により加工ができること。ただし、個人番号は指定できないこと。
- データ抽出等する際、ウィザード形式（画面の指示に従い項目、条件等を選択していくことのみで結果出力迄実現できる方式）が提供されること。
- RDBMSによって提供される参照元データに対して、特定の操作権限がある場合のみ直接SQLのDML（データ操作言語）を用いてデータ抽出等ができること。
- 作成した抽出条件等については、全て保存できること。
- 抽出結果等については、画面表示の他、CSVやタブ区切り形式によってファイル出力ができること。
-)で大量抽出した場合でもオンライン処理に影響がでないこと。なお、オンライン処理への影響はSLA等にて基準を定めること。
- メモ機能、異動入力抑止、証明書発行抑止等、標準として提供される機能の対象者及び対象者の世帯情報について、一覧表の作成・出力ができること。

少なくとも、以下の統計・一覧表等については、EUCにより出力できるとともに、出力する方法についてマニュアル等において示すこと。

抽出操作の操作者、抽出内容、年月日時刻、抽出件数などがログが記録され後で確認可能であること。

- 住基ネット経由で住民票コードの付番要求ができること。また付番された個人番号の取込ができること。「住基法・入管法（出入国管理及び難民認定法）」と「入管法」に区別し、市町村通知と対象者一覧を自動作成できること。

市町村通知の訂正が必要なものについては、訂正後に送信できること。

- ……

- ・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者について、一覧の作成・出力ができること。
- ・戸籍届等に伴い世帯主を含む同一世帯員の氏名が修正された場合は、対象者について一覧の作成・出力ができること。
- ・150年経過した住民票除票および改製原住民票について、廃棄したものとして証明書等発行を制限できること。ただし、法務大臣が住民基本台帳法施行令第34条第1項の施行を定める日まではオプションとする。
- ・異動・発行抑止対象者について一覧の作成・出力ができること。
- ・転出予定のままで転出未確定者の一覧の作成・出力ができること。
- ・CS側の情報との整合性が確保でき（定期的な確認などによる確保）することができ、不整合についてはエラーリストの作成・出力ができること。
- ・特別永住者の切替予定数調査（年度）において、次回確認日の支所別、年度別集計表を作成できること。また、切替予定数調査（月次）については、現年度と次年度について、次回確認日の支所別、月別集計表の作成・出力ができること。
- ・支援措置期間満了月の前月に支援措置延長申請書と対象者一覧表の自動出力ができること。

【考え方・理由】

個別団体等における非定型的処理に対するニーズ及びベンダ側の費用対効果が出ない利用頻度が低い機能に対応するためには、自治体職員が利用し易く使い勝手の良いEUC機能を提供することが望ましい。

一方、EUC機能から参照する元データは、各社のパッケージシステム毎に異なるだけでなく、データ構造等もブラックボックス化していることによって、職員ニーズに対応するためには、各社のエンジニアが支援する等しなければならないならず、EUCとは言い難い状況となっていることが課題であった。

そこで、「中間標準レイアウト仕様」に準ずるEUC機能専用の参照元データベース（RDBMS）を整備することで本課題を達成することが効果的と考えた。

本機能によって、標準仕様だけでは補えない各団体の細かなニーズにも対

応し易くなる。活動範囲が制限されることを避けるため、参照元データはすべてのテーブルを対象とする。

なお、「中間標準レイアウト仕様」に準ずる EUC 機能専用の参照元データベース (RDBMS) を整備するかどうかについては、新たな費用の発生がないか、本体 DB の DBMS と同じかどうか、項目は「中間標準レイアウト仕様」で十分か等について今後検討する。」

RDBS には、SQLSERVER や Oracle 等の汎用てきなもののほか HiRDB や Symfore 等のベンダ独自のものがあり、接続手段も汎用的なもの異なるため、EUC 機能として使用することが目的であれば RDMS ではなく CSV が望ましい。

ベンダは、構築環境等によらず提供製品についての情報を顧客である団体に開示、説明する義務があり、団体側もミドルウェアの情報に限らず把握しておく必要があるため、主な製品名称の例を挙げた。

オンライン処理時の影響については、コスト削減のため S L A 等にて基準を設けて実施することとする。

なお、出力したデータは Excel 等のソフトを使用して集計できるため、システム自体に SUM や COUNT といった集計機能は不要。

さらに文字コードは標準的な文字コードでないと EUC として利用することができない。たとえば、日本電気株式会社製外字コントロールパック 2000 の場合、文字に独自のサフィックス文字が付与されるため、独自のフォントやアプリケーションがないと通常の Windows 上では文字として認識することができないため、EUC で利用できない。

なお、必ずしも全市区町村において必要とは言い切れない統計・一覧表等については、EUC で対応することとしたが (No. A4-A18 参照)、EUC で対応できることを担保するため、そのような様式については、「EUC により出力できるとともに、出力する方法についてマニュアル等において示すこと。」とした。

- L93 本仕様書において EUC 機能をどのように位置付けるか。できるだけ抑制すべきか、できるだけ活用すべきか。

通常機能はカスタマイズの抑制のため活用すべきであるが、住民基本台帳システムにおいては、中間標準レイアウトの出力機能があれば良く、それを利用するシステムは別途オプションとすべきである。なお、統計機能は住民基本台帳事務に必須の機能であるため、EUC ではなく標準機能と位置づける。

